

平成 3 1 年度

国の予算編成に対する要請書

平成 3 0 年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、平成29年4月に人口が150万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、本年度から「川崎市総合計画」の第2期実施計画期間となり、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、平成31年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

平成30年6月

川崎市長 **福田紀彦**

# 目 次

## 重 点 要 請 事 項

### ○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について【新規要請項目】・・・	4
ふるさと納税に係る財政措置について・・・・・・・・	6
障害者制度改革に係る財政措置等について・・・・・・・・	8
「介護サービス制度」の改善について・・・・・・・・	10
セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・	12
待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び 子どもの医療費の助成の在り方の検討について・・・	14
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	16
河川管理施設の老朽化等対策の推進について【新規要請項目】・・・	18

### ○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における 特区的取組推進とイノベーション創出について・・・	20
“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について・・・・・・・・	22
我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である 川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・	24

# 要 請 事 項

## ○ 安心のふるさとづくり

本庁舎等建替事業に係る財政措置について	28
「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について	30
小児救急医療体制等の拡充について	32
成人ぜん息患者医療費助成事業について	34
予防接種事業の抜本的改革について	36
住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について	38
消防施設及び緊急消防援助隊の整備について	40
石油コンビナート地域の強靱化について	42
五反田川放水路整備事業の推進について	44
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について	46
エネルギーに関する取組の推進について	48
微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント削減の取組について	50
廃棄物処理施設整備事業の推進について	52
緑地保全事業について	54
公園等整備事業について	56
等々力緑地再編整備の推進について	58
シェアサイクル導入ガイドライン等の整備について【新規要請項目】	60
水道施設更新・耐震化の推進について	62
下水道施設の改築への国費負担の継続について【新規要請項目】	64
下水道整備事業の推進について	66
中小企業の人材確保支援及び若者の職業的自立支援の推進について	68
教職員定数の改善等について【新規要請項目】	70

## ○ 力強い産業都市づくり

道路施設等の計画的な老朽化・地震対策の推進について	72
幹線道路の整備推進について	74
中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について	76
京浜急行大師線連続立体交差事業について	78
JR南武線連続立体交差事業について	80
川崎縦貫道路の整備推進について	82
首都高速道路等の料金施策に係る措置について	84
広域鉄道ネットワークの機能強化について	86
川崎駅周辺地区の整備推進について	88
小杉駅周辺地区の整備推進について	90
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について	92
「新川崎・創造のもり」地区における研究開発成果の 更なる社会実装を図る支援機能の強化について	94
川崎港の機能拡充について	96

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

なお、「河川管理施設の老朽化等対策の推進について」は、重点要請事項  
としては新規要請項目となるもの

# 重 点 要 請 事 項

# 地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

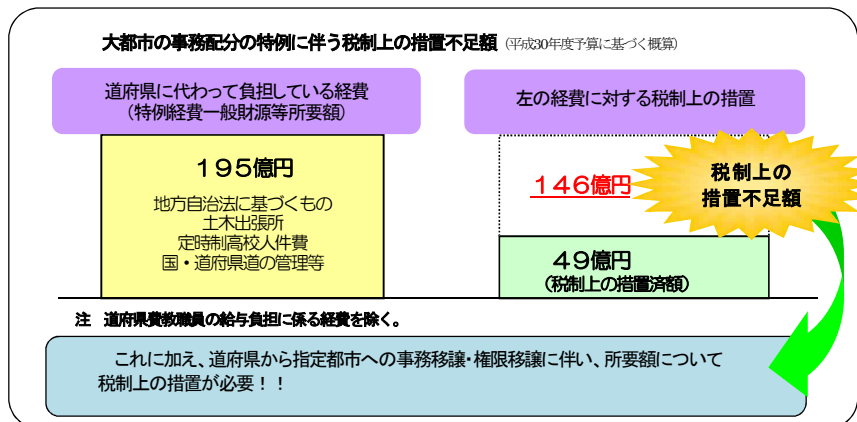
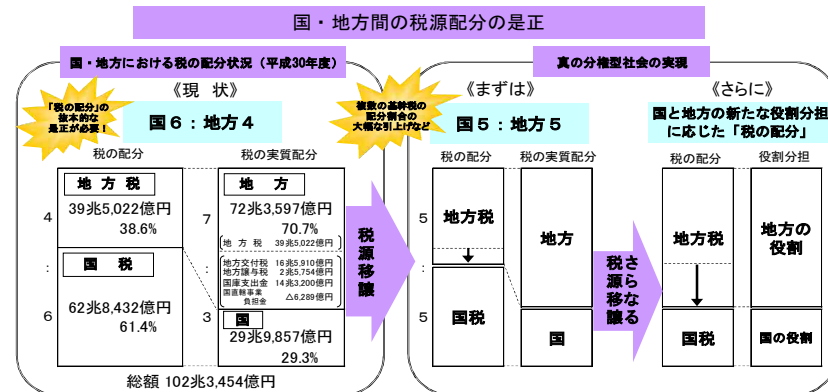
## ■ 要請事項

- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。  
また、財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、より自由度の高い制度とすること。

## ■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分の見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進めることが重要です。
- 指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。

- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続きの簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業については、交付金の対象となるよう必要額を確保するとともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164  
 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183  
 財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

# 財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について

【総務省・厚生労働省・文部科学省・国土交通省】

## ■ 要請事項

財政力指数に基づいて、国庫支出金等の補助率を割り落とす等の、財政力格差の是正は行わないこと。

## ■ 要請の背景

- 本市は、早くから産業政策に取り組んで、世界的企業や約400の研究開発機関を立地させるとともに、社会資本整備等にも注力した結果、平成29年には人口が150万人を超えるなど、日本有数の「元気な都市」となっています。
- 本市は、指定都市唯一の、普通交付税の「不交付団体」として、「財政が豊か」というイメージを持たれています。本市の市税収入は堅調に推移していますが、臨時財政対策債の発行方式などの地方財政制度の変更に伴い、一般財源の総額が伸び悩んでいる一方で、少子高齢化等により歳出が増加していることから、徐々に収支不足が拡大しつつあります。
- 本市の財政力指数は、平成28年度は0.999、平成29年度は1.001で、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上にありますが、収支不足に対応するため、平成24年度から、臨時的に減債基金からの借入れを行っており、「財政が豊か」という実態にはありません。

## ■ 本市の財政力指数及び減債基金借入金の推移（平成21～30年度）

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
財政力指数	1.101	1.076	1.041	0.999	0.996	0.995	0.995	0.999	1.001	1.008
減債基金借入金（億円）	-	-	-	67	27	32	-	53	185	196

※平成29年度は決算見込額、平成30年度は予算額

## ■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額

名 称	交付基準等の考え方	減収見込額 （億円）	所管省庁
地方揮発油譲与税	前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を控除	▲ 3.7	総務省
保育対策総合支援事業費補助金	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 3.0	厚生労働省
保育所等整備交付金	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 3.7	厚生労働省
幼稚園就園奨励費補助金	財政力指数が1.0を超える場合 1/3 → 1/4	▲ 1.7	文部科学省
学校施設環境改善交付金	財政力指数が1.0を超える場合 1/3 → 2/7	▲ 0.7	文部科学省
社会資本整備総合交付金及び防災・安全社会資本整備交付金	財政力指数が1.0を超える場合 5.5/10 → 5/10	▲ 4.3	国土交通省

※今後、本市においては▲10億～▲20億円の影響が見込まれております。

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL044-200-2183

# ふるさと納税に係る財政措置について

【総務省】

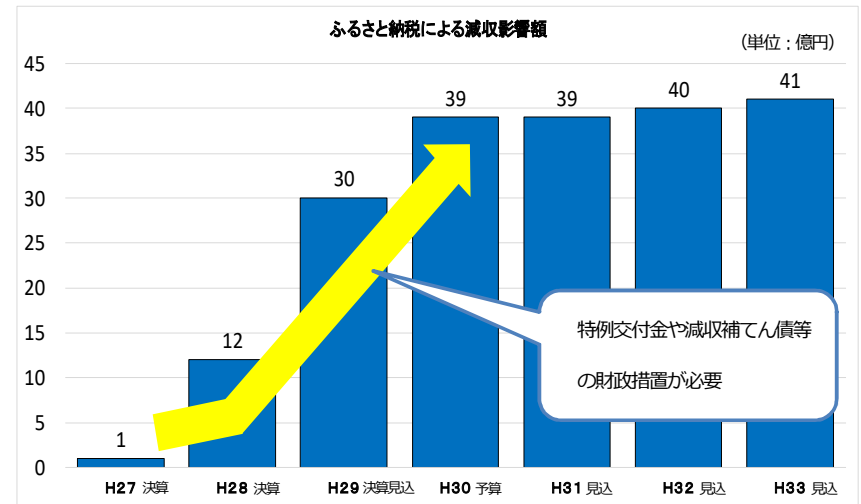
## ■ 要請事項

「ふるさと納税制度」による減収額が年々増加しており、「不交付団体」である本市では減収額が補てんされないため、行政サービスへの影響が交付団体である他都市と比べても、より深刻なため、当該減収分について財政措置をすること。

## ■ 要請の背景

- ふるさと納税制度は、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度として、平成20年度税制改正によって導入されました。
- 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限が所得割の10%から20%に引き上げられるとともに、控除申請の簡素化の仕組みである「ふるさと納税ワンストップ特例」制度が創設され、さらに県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲などにより、本市の減収額が急増しています。
- 自治意識の進化に役立つなどという「ふるさと納税制度」の趣旨には賛同するものの、普通交付税の不交付団体は減額となった税収がそのまま当該団体の歳入の減につながり、本市においてもその影響は深刻です。行政サービスの安定的供給に支障をきたすことが危惧されることから、特例交付金や減収補てん債等での財政措置が必要です。

## ■ 本市における減収影響額



## ■ ふるさと納税ワンストップ特例制度による影響額

- 平成30年度当初予算ベース

市民税：2.6億円 (県民税：0.6億円)

◆確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較  
(例：年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円のふるさと納税をした場合)

【確定申告を行う場合】

適用 下限額	所得税 控除額	住民税 控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】

適用 下限額	住民税 控除額	住民税 控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

住民税控除額が7.8万円→9.8万円へ

影響額については地方特例交付金などによる措置が必要

この要請文の担当課/財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183  
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192



# 障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- 2 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 3 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

○ 18歳未満の障害児は、平成24年4月の児童福祉法改正で新設された「放課後等デイサービス」により、授業の終了後などに生活能力の向上のために必要な訓練などが提供されることで、結果として、御家族の就労支援やレスパイトに役立っているところですが、特別支援学校等を卒業して障害者総合支援法上のサービス利用となると、16時から17時には帰宅し、一人であることが困難な方の場合には御家族の就労継続が困難となるため、障害児の時と同程度のサービス利用の確保を求める声が年々増加しております。こうしたことから、生活介護事業所における延長支援の充実が求められており、そのためには、生活介護事業所から「採算性や職員体制を確保するために十分な報酬になっていない」といった御意見のある延長支援加算の充実が必要です。

○ 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助金は、要綱に基づく交付額に達していない状況が続いています。

○ 障害者就業・生活支援センター事業は、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も不可欠であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する重要な役割を担っております。本市においても、障害者就業・生活支援センター事業へのニーズが年々増加していることから、障害者就業・生活支援センターの他に2か所の本市単独事業である障害者就労援助センターを設置し、対応を図っているところです。今後においても障害者就業・生活支援センターの利用者数の増加が益々見込まれるため、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所の設置という国の方針を見直し、利用者の実態に応じた支援が必要となっております。

## ■ 費用

- 平成31年度地域生活支援事業費 約16億円（国費1/2 約8億円）

## ■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
- 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

(表1) 地域生活支援事業の実績【平成28年度実績額】 (単位：百万円)

事業費	要綱に基づく 交付額 (A)	交付額 (B)	川崎市超過負担分 (A) - (B)
1,521	760	431	329

(表2) 障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移 (単位：人)

	設置数	H25	H26	H27	H28
障害者就業・生活支援センター (国庫補助対象)	1か所	327	410	450	524
障害者就労援助センター (本市単独設置)	2か所	502	649	699	781
合計	3か所	829	1,059	1,149	1,305

この要請文の担当課/健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL:044-200-2663

# 「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実に向けた取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、介護報酬制度が充実するまでの間、財政支援をすること。

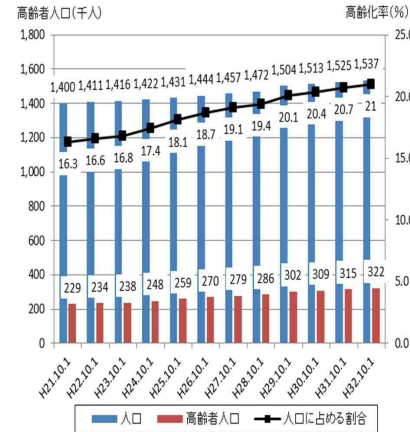
## ■ 要請の背景

- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。  
 現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組みになっていますが、要介護度の改善等を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実を図ることが必要です。
- 本市では、要介護度等の改善・維持の促進を図る仕組みにより、安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健康福寿プロジェクト」を庁内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度や日常生活動作の改善・維持について、効果のあった事業者や利用者に対して、一定のインセンティブを付与することで取組意欲の向上を促し、より質の高いケアが提供される好循環の構築を目指していくためには、国の支援も必要と考えています。

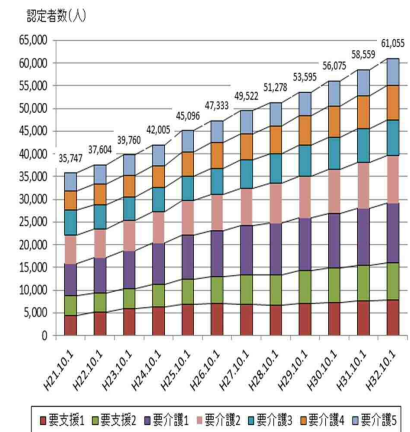
## ■ 効果等

- 要介護度等の改善・維持が図られた場合、一定のインセンティブが付与されるなど、介護報酬制度の更なる充実により、介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体独自の取組により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、介護保険制度の更なる充実に向け、有効な基礎資料として活用することができます。

高齢者人口の推移



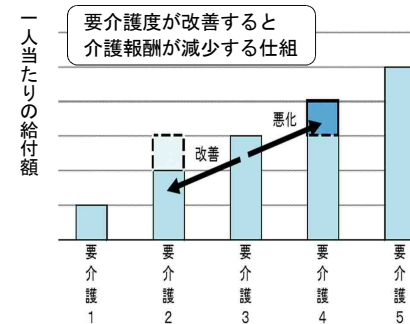
要介護認定者数の推移



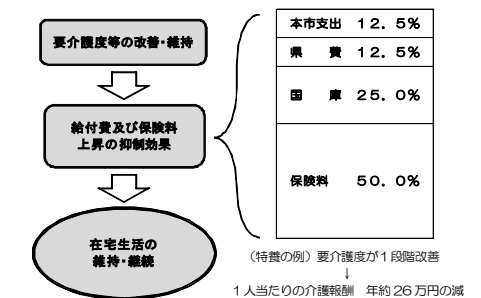
介護保険料・給付費の推移



要介護度改善と介護報酬



かわさき健康福寿プロジェクトイメージ図



この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

# セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、法律に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。また、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業などの任意事業については、緊急性に鑑み、国の補助割合を増額すること。

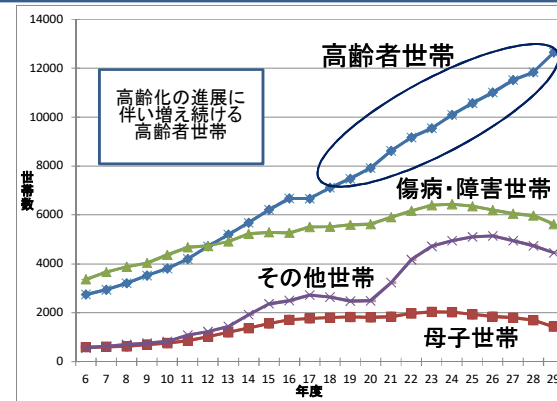
## ■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、医療費の一部自己負担など、生活保護制度の抜本的な見直しについて提案してきました。しかしながら、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。
- 平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市では、「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」を開設し、生活困窮者の自立に向けて、相談支援を行っています。一方で、国においては、同法に必須事業、任意事業が位置付けられましたが、その事業ごとに国庫負担（補助）基準額が設定され、実質的に国の負担（補助）に上限が示されています。また、学習支援事業は、国がその費用を全額負担し実施してきたところ、同法の施行に伴い、基準額及び補助率が設定されましたが、「貧困の連鎖の防止」に向けて、更なる事業の充実が必要です。併せてホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策を推進することが必要であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。

## ■ 本市の取組

- 生活保護制度については、これまで国の補助金を積極的に活用し自立に向けて多様な就労支援等に取り組んできました。しかしながら、就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、更なる就労支援等の構築が必要です。
- 生活困窮者自立支援制度に係る国庫補助（負担）事業について、平成30年度は、市負担分を予算化することで事業実施を図っていますが、平成31年度において、補助基準額が減額されると、適正な事業実施が困難になります。

## 1 本市における生活保護受給世帯の現状



### 本市扶助費の推移

[単位: 億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H30予算	596	442	154

## 2 生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～平成30年度 … 制度化による補助率(3/4、2/3、1/2)の削減 (モデル事業(10/10)) 平成31年度 … 経過措置の終了による補助基準額の減額 (単位: 千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率	生活困窮者自立支援法								
		平成29年度申請額			平成30年度申請予定額			平成31年度見込額 (平成30年度ベース)		
		事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	292,140 (316,800)	219,104	73,036	287,665 (322,800)	215,747	71,918	269,000 (269,000)	201,750	67,250
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)										
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業)										
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(一時生活支援事業)	2/3	208,563 (363,600)	139,041	69,522	213,537 (363,600)	142,357	71,180	213,537 (333,000)	142,357	71,180
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	29,447	22,086	7,361	22,621	16,966	5,655	22,621	16,966	5,655
⑥ 学習支援事業(学習支援事業)	1/2	54,690 ※(54,700)	27,345	27,345	59,000 ※(69,600)	29,500	29,500	63,300 ※(69,600)	31,650	31,650
合計		584,840	407,576	177,264	582,823	404,570	178,253	568,458	392,723	175,735

※学習支援事業補助基準額は、高校世代加算を含む。

この要請文の担当課/健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

# 待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 増大する保育需要に対応するため、保育所・認定こども園・地域型保育事業の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続的に講ずること。
- 2 認可外保育施設の認可保育所等への移行支援を継続するとともに、待機児童対策のため必要となる認可外保育施設職員の処遇改善に係る財政措置を講ずること。
- 3 幼児教育・保育の無償化に向けては、市町村の財政運営や待機児童対策、保育の質の確保に支障が生じないよう、必要な財政措置を講ずること。
- 4 幼稚園就園奨励費補助事業に係る市町村に対する実質的な補助を拡充し、市町村の超過負担の解消を図るため必要な財政措置を継続的に講ずること。
- 5 保育需要の正確な把握や市町村の負荷軽減のため、育児休業給付金の申請は、保育所の入所保留を要件とせず、休業期間の選択制とするよう、制度を改善すること。
- 6 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。

## ■ 要請の背景

○ 本市は、認可保育所・地域型保育事業・認定こども園で1,896人分の新規受入枠を確保し、平成30年4月現在で28,482人分の保育受入枠を確保しました。これまで、保育士配置の要件緩和や、定員を超過した受入れ、幼稚園預かり事業の拡大、新設保育所における緊急的な一時預かり事業など、待機児童の解消のため実施可能なあらゆる手段を講じており、今年度からは新たにサテライト型小規模保育事業を実施しますが、今後も若い子育て世帯の増加が予想される本市では、保育所等利用申請者のさらなる増加が見込まれていることから、施設整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置が必要です。

○ 本市は、増加を続ける保育需要に対応するため、認可保育所等への移行が可能な認可外保育施設については、国制度を活用し積極的に移行を支援しています。また移行が困難な場合でも、重要な受け皿として積極的に活用しています。

そのため、今後も認可保育所等への移行を支援するための財政措置が必要なほか、認可外保育施設で働く職員の技術向上と離職防止のため、適切な処遇改善が必要です。

○ 幼児教育・保育の無償化については、指定都市市長会をはじめ、様々な団体が無償化に必要な財源の確保や、待機児童対策等に支障のない制度構築等について要望しているところですが、本市においても認可外保育事業や私学助成の幼稚園に対する無償化の範囲や手法によっては、所要額や事務量の増加が懸念されます。

市町村は、待機児童対策以外にも、円滑で安全な保育事業を実施するため、多額の経費をかけて複雑な制度運営を行っており、無償化の実施に当たっては、市町村に新たな財政負担や事務量の増大がないよう、適切な措置が必要です。

○ 幼稚園就園奨励費補助事業については、基本的に国が対象経費の1/3以内を補助することとなっていますが、本市への交付金額は1/3に達しておらず平成29年度は、約3,425万円を本市が超過して負担しています。

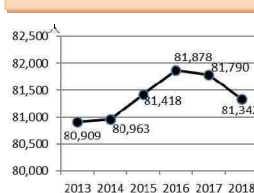
○ 育児・介護休業法では、育児休業は子どもの年齢が1歳に達する日までとされており、保育所に入所が出来ない場合は、引き続き2歳到達時まで延長可能となっているため、個人的に育児休業の延長を望む場合でも、延長に必要な入所保留の決定通知を取得するため、保育所の利用申請を行う方が相当数存在しています。

市町村における保育需要の正確な把握や事務の負担軽減のため、育児休業期間の1～2年の自由選択制を導入するなど、育児休業給付金制度の見直しが必要です。

○ 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取り組んでいますが、拡充による財政の負担が大きくなっています。

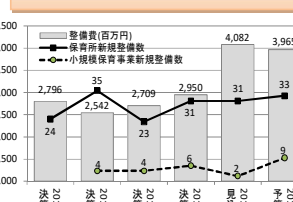
川崎市の就学前児童数の推移



保育所利用申請者・待機児童数の推移



保育所等の新規整備数・整備費の推移

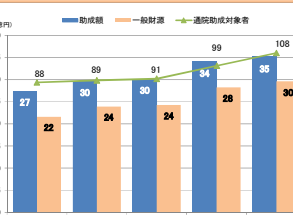


認可外保育事業の新制度への移行

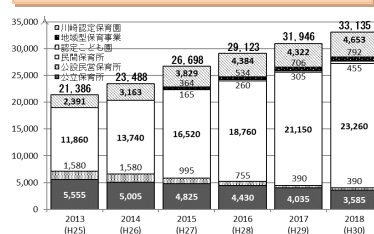
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
認可外保育施設	134	137	136	143
移行	4	4	5	0
地域型保育事業	37	6	3	2

待機児童対策については平成31年度以降も継続的な取組が必要

本市小児医療費助成費と対象者の推移



市内保育施設の定員推移(認可外施設を含む)



この要請文の担当課 / こと未来局子育て推進部保育課 TEL 044-200-2686 / こと未来局こども支援部こども家庭課 TEL 044-200-2671

# 安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

## ■ 要請事項

- 1 校舎等老朽化対策及び質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 2 子育て世代流入による児童生徒増加への対応のため、校舎等新増築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

○ 本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて一斉に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。こうした状況の中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進するため、学校施設長期保全計画を策定し、早期により多くの学校の教育環境の改善を図ることとしています。

また、質的整備については、特に学校トイレの快適化やエレベータ設置について、学校現場や保護者のニーズが高く、計画的な取組が求められています。平成29年度の後半に660億円規模の補正予算編成がありました。平成28年度補正予算のおよそ半分の規模であり、平成30年度に予定していたすべての事業についての予算を確保することはできませんでした。計画している時期に円滑に事業を実施するためには、当初予算による十分な財政措置が必要です。

○ また、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う子育て世代の流入により児童生徒が増加しているため、必要な教室数を確保するなど、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める必要があります。こうした状況から、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るため、新設校の整備や校舎の増築などを進めることにしています。

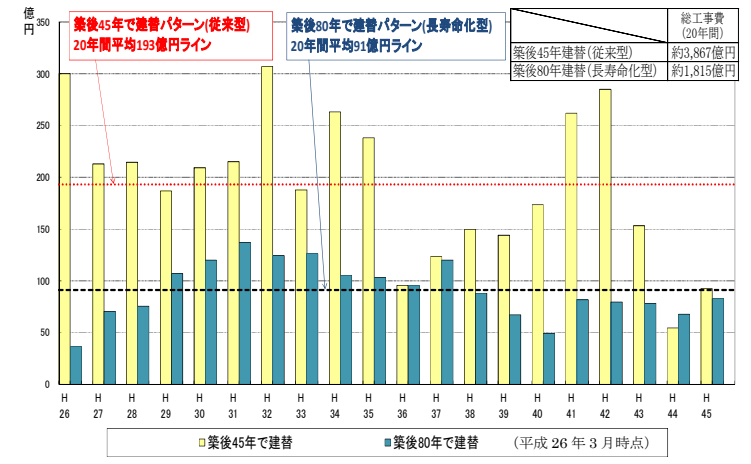
## ■ 費用

- 平成31年度計画事業費
  - ・ 老朽化等対策事業 30校 事業費 約 97.3億円 (国費 約 6.6億円)
  - ・ 質的整備事業 35校 事業費 約 30.2億円 (国費 約 7.0億円)
  - ・ 児童生徒増加対策事業 2校 事業費 約 7.4億円 (国費 約 0.4億円)

## 【平成31年度の主な取組み】

### 老朽化等対策事業計画

再生整備事業（校舎）	20校（平成28～33年度）	概算国庫支出金額 約24.3億円 (31年度 約4.0億円)
再生整備事業（体育館）	5校（平成31年度）	概算国庫支出金額 約0.8億円
外壁等剥落・落下防止工事	5校（平成31年度）	概算国庫支出金額 約1.8億円



### 質的整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	30校	平成31年度	約6.8億円
エレベータ設置	5校	平成31年度	約0.2億円

### 児童生徒急増対策事業計画

#### ○校舎の増築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
東小倉小学校 東住吉小学校	平成31～32年度	約1.2億円 (31年度 約0.4億円)

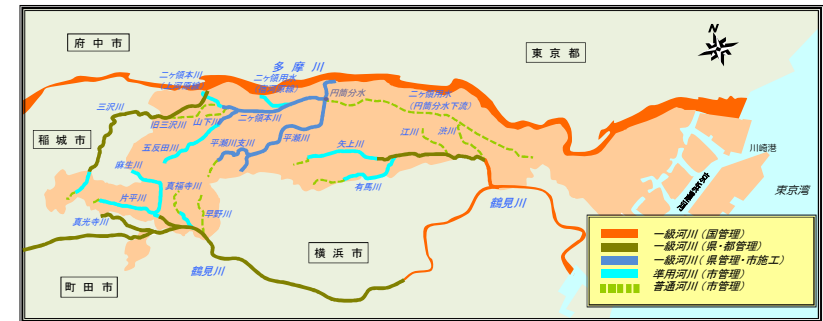
計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課／教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271

# 川崎の河川

## 河川管理施設の老朽化等対策の推進について

【国土交通省】



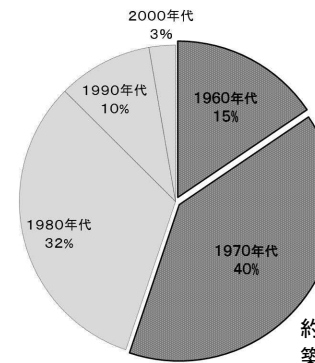
### ■ 要請事項

河川の治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設や、現行制度の要件を緩和すること。

### ■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約6割が、改修後概ね40年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都直下地震や東海地震発生の際の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
  - 本市では、年間約2億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくためには、新たな財政措置が必要です。
  - 平成30年度から、河川管理施設の長寿命化を図る事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象となったところですが、老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
  - 本市での老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性などの機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施しています。
- ### ■ 効果等
- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化ならびに機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

〔河川整備経過年数〕



約6割(約21km)が築40年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の目違い



護岸背面部の空洞

〔一級河川平瀬川の護岸更新について〕



パラベットのズレ(最大10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

治水安全性確保のため施設更新を実施



鋼管護岸へ更新中【市費にて対応】

この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

# 殿町国際戦略拠点 (KING SKYFRONT) における 特区の取組推進とイノベーション創出について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

## ■ 要請事項

- 1 国家戦略特区については、制度を幅広く活用するために、自主財源で投資活動を行う事業者でも課税の特例措置が適用されるよう、要件の緩和を行うこと。
- 2 国際戦略総合特区制度における総合特区推進調整費については、わが国の産業競争力の強化に寄与する拠点活動の活性化やイノベーションエコシステムの形成に資する事業への充当を図ること。
- 3 ナノ医療イノベーションセンターにおけるスマートヘルスケア社会の実現に向けた革新的な研究開発・社会実装の着実な推進に必要な予算拡充を図ること。
- 4 リサーチコンプレックス殿町拠点については、専門人材の配置や拠点間交流の促進など、融合研究、新事業創出及び拠点の持続的な発展に資する取組に対して、追加支援を図ること。
- 5 産学連携を通じた持続的なイノベーション創出に向けて、アントレプレナー等の人材育成機能や事業化促進のための施設整備に対し財政支援策を講じること。
- 6 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果を十分評価する制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。

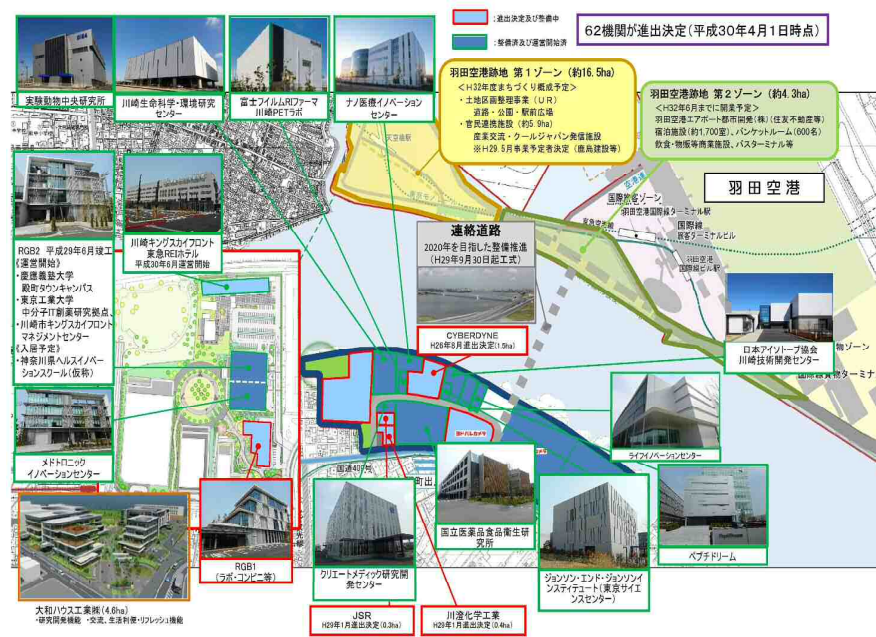
## ■ 要請の背景

- 税制上の支援措置について、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動拠点の形成に向け、課税の特例が広く活用されることが重要であることから、規制緩和の活用又は指定金融機関からの借入に加え、自主財源で区域内に投資活動を行う事業者に対しても特例措置が適用されるよう要件の緩和が必要です。
- 上記に加え、我が国の経済成長へ寄与すべく、拠点活動の活性化やイノベーションエコシステムの形成に向けて総合特区推進調整費を柔軟に活用し、新たな課題の解決に機動的に対応していくことが必要です。
- 国際科学イノベーション拠点整備事業による「ナノ医療イノベーションセンター」については、少子高齢化先進国において、日常生活の中で自律的に健康を手にするスマートライフケア社会の実現のために、これまで進めてきた研究開発・社会実装を一層加速させることが必要です。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構による「リサーチコンプレックス推進プログラム」の殿町拠点については、新たな融合研究や新事業を創発するための取組に、融合研究や促進する人材の配置など本市の拠点マネジメント体制の構築や交流連携促進事業等と連携した追加支援を行うことにより、拠点の持続的な発展に向けた取組の呼び水とすることが必要です。

- 国際戦略拠点である殿町キングスカイフロントにおいては、技術革新と社会実装を加速し新分野や新産業の創出を目指すために、国内外の産・学・官・金の幅広い人々が集う交流・連携プラットフォームづくりを行っています。こうした中、持続的なイノベーション創出を担う人材育成機能や、ベンチャー創出・育成の受け皿となるインキュベーション機能を充実させるための共同利用施設や設備の導入が必要です。あわせて、そのプラットフォームの運営支援が必要です。
- 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化による研究開発型企業の成長と国際競争力強化のため、殿町国際戦略拠点では、ドラッグデリバリーシステムとナノテクノロジーを活用した難治性がん等の治療や、再生医療による脊椎損傷の治療に向けた研究開発等が進められています。こうした最先端の研究開発の成果を社会還元していくためには、その研究成果の革新性が薬価や保険点数等に十分反映されるような評価制度を構築するとともに、その予見可能性を向上することが必要です。

## ■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発機能の集積
- 最先端研究開発成果の社会還元



この要請文の担当課/臨海部国際戦略本部国際戦略推進部 TEL 044-200-3690

# “水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について

【総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

## ■ 要請事項

- 1 水素・燃料電池戦略ロードマップの着実な推進に向けて、水素利用拡大に資する規制改革等を積極的に進めるとともに、財政措置を講ずること。また、支援制度の相互利用を可能とするなど、省庁間連携を強化すること。
- 2 安定的に水素需要が見込まれる燃料電池バスの普及に向けた財政支援について、内容を拡充し、今後も継続して実施すること。
- 3 水素の貯蔵にあたり、高圧未満での貯蔵や水素ステーション以外の用途での高圧貯蔵について、水素社会の実現に資するよう水素ステーションと同様の規制緩和を検討するとともに、建築基準法における貯蔵量上限規定についても明確にすること。また、水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵方法についても同様に、安全面における技術基準を明確にするとともに、関係法令への位置付けを行うこと。
- 4 水素パイプラインによる水素供給については、水素の普及拡大に繋がるよう道路への配管埋設や橋梁への添架に対する安全性や設置に関する技術基準を早期に整備すること。
- 5 環境性の高い水素関連施設については、工場立地法における環境施設に位置付けるなど、事業者が水素の取組を実施しやすいよう環境を整備すること。
- 6 水素サプライチェーンなど環境性の高い水素関連のインフラ事業を推進するため、CO<sub>2</sub>削減効果等の環境価値を認証し優遇する制度を構築すること。また、制度構築にあたっては、多くの者が活用しやすい制度とすること。
- 7 実証事業において整備した水素・燃料電池関連設備やインフラ等については、地域での水素利用拡大という観点から、事業終了後も新たな水素関連事業等に活用できるような弾力的に制度を運用すること。

## ■ 要請の背景

- 昨年12月に「水素基本戦略」が策定されるなど、エネルギー安全保障と地球温暖化対策の切り札として、水素エネルギーの普及が一層重要となっています。また、水素関連技術に係るイノベーションを加速し、成長戦略に繋げることが必要です。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、我が国の技術力を世界に発信する絶好の機会となりますが、東京都と隣接する本市におきましては、「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づき、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを推進し、水素の社会実装に向けた取組を進めています。また、今後の水素需要拡大に向けては、安定的に水素需要が見込める燃料電池バスの普及も必要となります。
- 水素エネルギーの普及にあたっては、水素関連のポテンシャルが高い本市をフィールドとして先進的なプロジェクトを実施し、その有効性等を評価した上で技術基準を整備し水平展開していくことが必要です。
- 再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システムの市街地等へ

の展開にあたり、水素貯蔵量の上限が制約となっていることから、貯蔵方法や貯蔵量について、法令の整備も含めた新たな視点に基づく総合的な整理が必要です。

- コスト競争力のある水素のオンライン供給を実現するためには、水素配管の埋設等について、根拠法令や安全基準、設置基準の整備が必要です。
- 既存の工場や事業所等の機能更新等にあわせた水素関連施設の導入促進のため、工場立地法上の緑地等について、緩和措置や新たな特例を設置することが有効です。
- 水素エネルギーの導入促進やサプライチェーンの構築に向けては、CO<sub>2</sub>削減効果等のコスト以外の付加価値を適切に評価してブランド化するなど、既存のエネルギーインフラに対して一定程度の競争優位性を持たせ、取引スキームを構築し、その制度を多くの者が活用できるようにすることが必要です。
- 水素の普及拡大に向けては、実証事業の成果をベースとして取組を拡大し、普及に繋げることが有効です。そのため、実証事業で整備したパイプライン等のインフラや設備等を実証後も効果的に活用し、新たな事業創出に繋げることが必要です。

## ■ 効果等

- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上
- エネルギー供給源の多様化、CO<sub>2</sub>削減、環境負荷の低減

## 「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく6つのリーディングプロジェクト

<p>① 水素サプライチェーン構築モデル</p>  <p>海外の未利用エネルギー由来の水素をトルエンと反応させて常温常圧の液体に川崎臨海部に運び再び水素を取り出して水素混焼発電を行う水素サプライチェーンの実証</p>	<p>② 水素BCPモデル</p>  <p>太陽光発電の電気で製造した水素を貯蔵し、燃料電池により平常時や災害時に施設や通産者に対して電力や温水を供給する自立型エネルギー供給システム「H2One」の実証</p>	<p>③ 鉄道駅におけるCO<sub>2</sub>フリー水素活用モデル</p>  <p>再生可能エネルギーなどを駅に導入する「エコステ」の取組として、JR東海武蔵野線溝ノ口駅において鉄道事業者として初めてCO<sub>2</sub>フリー水素を導入し、平常時や災害時に活用</p>
<p>④ 地域循環型水素地産地消モデル</p>  <p>地域で発生する使用済プラスチック由来の水素を、臨海部の国際戦略拠点キングスカイフロントにパイプラインで輸送し、大型燃料電池を活用してエネルギー利用する水素の地産地消モデルの実証</p>	<p>⑤ 産業分野における低炭素水素活用モデル</p>  <p>風力発電の電気で水を電気分解して製造した水素を、新開港の船水素充填車を使って京浜臨海部の物流倉庫等に輸送し、燃料電池フォークリフトで利用する実証</p>	<p>⑥ パッケージ型水素ステーションモデル</p>  <p>水素製造装置、水素充填設備、ユーティリティ設備等のパッケージ化により、整備費用削減と工期短縮を実現するパッケージ型水素ステーションの実証</p>

この要請文の担当課/臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 TEL 044-200-2095



# 我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である 川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 我が国の高度成長を支えてきた川崎臨海部は、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでいる成長戦略の一翼を担う重要な地域であり、今後も産業が高度に発展し続ける地域として、それを支える交通機能について幅広く強化を図っていくため、必要な支援を行うこと。
- 2 国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の実現等に向けて、平成32年を目指した羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える羽田連絡道路の整備には国の支援が不可欠であることから、引き続き必要な財政措置等を講ずること。
- 3 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネルをはじめとする整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。

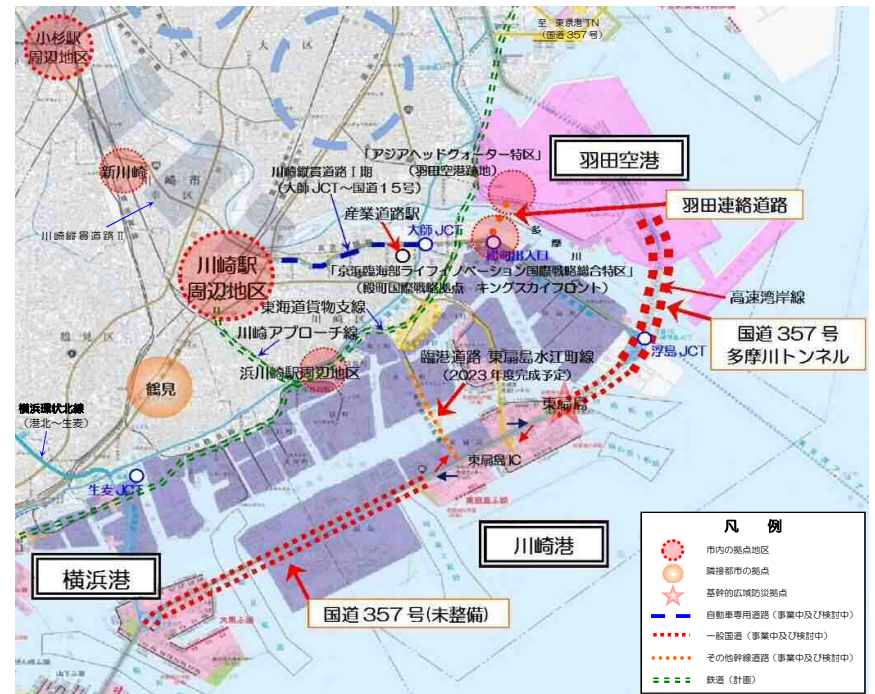
## ■ 要請の背景

- 川崎臨海部は、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、日本経済の発展に大きく貢献しながら持続的な発展を続けています。本市としても川崎臨海部の発展を持続的なものにするために目指す将来像として「臨海部ビジョン」を平成30年3月に策定し、今後取り組むべき方向性を基本戦略として取りまとめたところであり、その中でも発展を支える戦略として、「交通機能の強化」を位置付けました。「交通機能の強化」では、鉄道事業整備の具体化に向けた取組や京急大師線産業道路駅における新たな交通結節点としての広場整備など、幅広く取り組んでいます。
- 川崎臨海部の交通基盤は、臨海部全体の活性化に加え大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要であり、また東京オリンピック・パラリンピックを控え、それを見据えた取組が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- このような中、川崎臨海部では、臨港道路東扇島水江町線が事業中です。さらに、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について事業を推進しており、また平成28年度には、都県境を跨いで特定都市再生緊急整備地域の区域が拡大されるなど、機能強化に向けた取組が進んでいます。

- 羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、2020年の完成を目指し、鋭意、工事を進めています。
- 国道357号は、首都圏の広域的なネットワークを構築する幹線道路であり、国際競争力の強化を図るために、空港、港湾の連携軸として重要な路線です。また、川崎臨海部のアクセス改善や活性化及び大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも、羽田空港と大黒ふ頭間の未整備区間の整備が必要です。

## ■ 効果等

- 成長戦略拠点の形成 ○ 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺一般道路交通の整序化 ○ 空港へのアクセス改善
- 沿道環境の改善 ○ 防災機能の向上



連絡道路橋梁イメージ図（羽田空港側から多摩川上流を望む）



※第3回「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」の資料から抜粋

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039  
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部 TEL 044-200-2547

要 請 事 項

# 本庁舎等建替事業に係る財政措置について

【総務省】

## ■ 要請事項

市町村役場機能緊急保全事業については、平成32年度までに着工した場合には、竣工まで公共施設等適正管理推進事業債が適用されるよう、経過措置を設けること。

## ■ 要請の背景

- 災害対策基本法において、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有し、防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされていますが、その責務を果たすためには、各自治体が十分な耐震性能を有する庁舎を確保し、災害対策活動の拠点機能を維持することが不可欠です。
- 昭和13年に完成した川崎市役所旧本庁舎は、災害対策活動の拠点に必要とされる耐震性能を満たしておらず、大規模地震で倒壊等が生じる可能性があるなど多大なリスクを抱えていたことから、建替えの取組を進めており、平成29年度に旧本庁舎の解体を終えています。現在、耐震性能の向上だけでなく、供給電源や通信システムの多重化など高い業務継続性を確保する新本庁舎の整備を進めていますが、一時的に多大な財政負担の発生が見込まれています。
- 本市においては、「公共施設等総合管理計画」として「かわさき資産マネジメントカルテ」を策定し、財政負担の平準化等による、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めていますが、本事業に係る財政負担が平準化されることで、長寿命化対策を計画的に進めながら、市民の命を守る災害対策活動の拠点となる庁舎機能を確保するための、確実な事業推進が可能となります。
- 「公共施設等適正管理推進事業債・市町村役場機能緊急保全事業」について、庁舎整備は複数年度を要することが通常であるため、各自治体が庁舎整備の取組を円滑に進めていくためには、着工から事業完了まで、安定した財政措置が講じられる

必要があります。

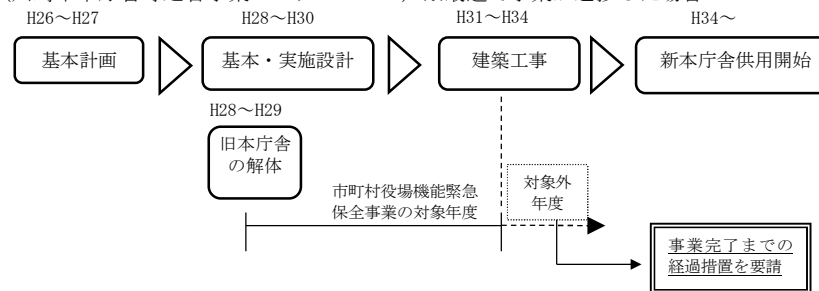
## ■ 効果等

- 事業完了までの安定した財政措置が行われることで、自治体が事業を円滑に進めていくことが可能となります。

(川崎市本庁舎等建替事業に係るこれまでの検討・取組の経緯)

年度	検討・取組の経緯
平成15年度	○「耐震診断」実施 →耐震性能は1s値=0.10で「倒壊又は崩壊の危険性が高い」と判定
平成20年度	○「緊急耐震補強工事」実施 →1s値=0.324「倒壊又は崩壊の危険性がある」への暫定的な耐震補強を実施
平成21年度	○「包括外部監査」実施 →平成27年度末までに、市役所庁舎の耐震化対策を完了することが望まれる旨の意見
平成22年度	○「東日本大震災」発生(H23.3.11) →一部、クラックや漏水等が発生
平成25年度	○「川崎市本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想」策定(H26.3)
平成27年度	○「川崎市本庁舎等建替基本計画」策定(H28.1)
平成28年度	○新本庁舎の基本・実施設計に着手(H30年度までの予定)
平成29年度	○旧本庁舎上屋部分の解体撤去工事完了(H29.9)

(川崎市本庁舎等建替事業のスケジュール) ※最速で事業が進捗した場合



(川崎市役所新本庁舎の基本設計に基づく外観)

●新本庁舎全体



●アトリウム



※今後、実施設計等で部分的に変更される可能性があります。

この要請文の担当課/総務企画局本庁舎等整備推進室 TEL 044-200-0281

# 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

## ■ 要請の背景

- 本市では、「第7期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。
- 本市においては、平成29年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」を、また、平成30年3月には「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」を策定し、公設施設のみならず民設施設を含めた老朽化への対応として、今後、計画的に建替え、施設の長寿命化を行っていくこととしています。

## ■ 費用

- （参考）公設施設における平成29年9月現在の修繕工事費所要額積算：  
約500,000千円

## ■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

# 高齢者福祉施設整備費の国庫負担

高齢者福祉施設整備費の国庫負担



高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成17年度に制度廃止

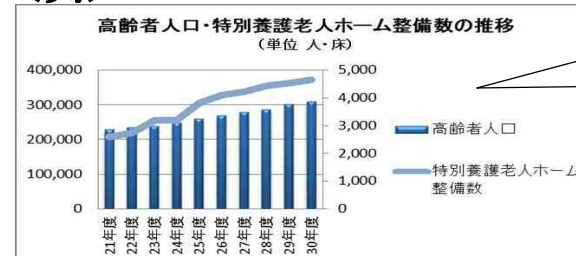
## 介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

平成30年4月1日現在

施設名称	築年数	定数	指定管理
恒春園	39年	60人	
みかど荘	36年	70人	
太陽の園	33年	66人	
柿生アルナ園	31年	80人	
幸風苑	30年	60人	
和楽館	29年	60人	
長沢壮寿の里	29年	53人	指定管理
あさおの丘	28年	70人	
桜寿園	26年	74人	
虹の里	25年	108人	
多摩川の里	24年	84人	指定管理
すみよし	24年	84人	指定管理
こだなか	24年	50人	指定管理
金井原苑	23年	98人	
菅の里	22年	80人	
すえなが	21年	104人	
大師の里	20年	50人	
しおん	20年	25人	
ひらまの里	19年	84人	指定管理

課題：施設の老朽化への対応

## <参考>



・高齢者人口の増加  
・施設整備の必要性  
⇒ 整備の推進

「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課/健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

# 小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

## 川崎市の小児救急医療体制等の拡充

### ■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営について、地域の実情を反映したものとなるよう、財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を運営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したのものとなるよう、その結果を反映させること。

### ■ 要請の背景

- 本市では、年少人口の増加が当面見込まれるなか、少子化・核家族化や育児情報の氾濫に伴う育児不安や、共働きの増加など救急医療への潜在的需要が増大していること、及び夜間救急を担う小児科医の不足に対応するため、小児救急医療体制の確保・充実に向けた取組が求められています。
- 現在、小児の初期救急については休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、周産期救急医療については周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定的に確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に採算性の低い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等に係る診療報酬の水準は、平成30年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

### ■ 費用

(単位：千円)

平成30年度予算	総事業費	財源
小児救急医療関係事業	521,983	国庫補助金 16,327、県補助金 21,314 使用料 1,587、一般財源 482,755
市立病院の小児救急医療経費	308,559	医業収益 248,638、一般会計繰入金 59,921

#### 初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）  
各区 1 か所

南部小児急病センター  
（市立川崎病院内）  
中部小児急病センター  
（日本医科大学武蔵小杉病院内）  
北部小児急病センター  
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院  
夜間急患センター

#### 二次救急医療体制

病院群輪番制病院（7 病院・小児科）

休日二次応需病院（7 病院・小児科）

救急告示医療機関

#### 三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院  
救命救急センター  
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院  
救命救急センター  
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院  
救命救急センター  
地域周産期母子医療センター

小児医療

小児救急医療体制等の維持

財政措置の拡充

- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
- ・病院等を運営する地方自治体

小児科医師  
の不足

川崎市の人口の推移（各年10月1日現在）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
川崎区	総人口 217,974 うち15歳未満 25,748	219,862 26,020	223,378 26,311	226,537 26,280	229,653 26,242
幸区	総人口 157,333 うち15歳未満 20,477	158,663 20,830	160,890 20,544	162,618 20,805	165,974 21,381
中原区	総人口 239,987 うち15歳未満 30,772	244,363 31,576	247,529 31,878	251,248 32,490	254,156 32,924
高津区	総人口 222,721 うち15歳未満 29,896	224,710 30,004	228,141 30,142	229,584 30,173	230,507 30,002
宮前区	総人口 222,756 うち15歳未満 32,509	224,648 32,488	225,594 31,346	227,375 31,380	229,481 31,443
多摩区	総人口 213,728 うち15歳未満 24,781	214,138 24,453	214,158 23,790	215,644 23,647	216,681 23,420
麻生区	総人口 173,697 うち15歳未満 23,836	174,659 23,866	175,523 23,718	176,471 23,639	177,238 23,447
合計	総人口 1,448,196 うち15歳未満 188,019	1,461,043 188,237	1,475,213 187,729	1,488,477 188,414	1,503,690 188,859

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策室 TEL 044-200-2420

# 成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

## ■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

## ■ 要請の背景

- 国は、平成20年度にぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、独立行政法人環境再生保全機構を通じて地方自治体の要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の増悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点においても重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国の支援が必要と考えています。

## ■ 費用

○ 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 単位：千円

年 度	H24 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算	H28 決算
扶 助 費	140,172	154,324	171,411	189,072	195,095
助成経費	27,715	29,325	32,764	29,273	18,464
合 計	167,887	183,649	204,175	218,345	213,559

## ■ 効果等

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定的に実施していくことが可能となります。

# 川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

制度開始	平成19年1月
対象地域	市内全域
対 象 者	対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引き続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし
審 査	認定審査を実施
助成範囲	本人負担分の一部を助成
財源負担	市の全額負担(一般財源)

**経費の推移** (単位：千円)

年 度	H24 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算	H28 決算
扶 助 費	140,172	154,324	171,411	189,072	195,095
助成経費	27,715	29,325	32,764	29,273	18,464
合 計	167,887	183,649	204,175	218,345	213,559

**対象者数の推移** (単位：人)

年 度	H24 末	H25 末	H26 末	H27 末	H28 末
対象者数	5,344	5,842	6,149	6,486	6,780

**経費総額及び対象者数の推移**

この要請文の担当課/健康福祉局保健所環境保健課 TEL:044-200-2435

# 予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

## ■ 要請の背景

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度からヒトパピローマウイルス感染症等のワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の2ワクチンが平成26年度に、B型肝炎が平成28年10月から定期接種化されました。

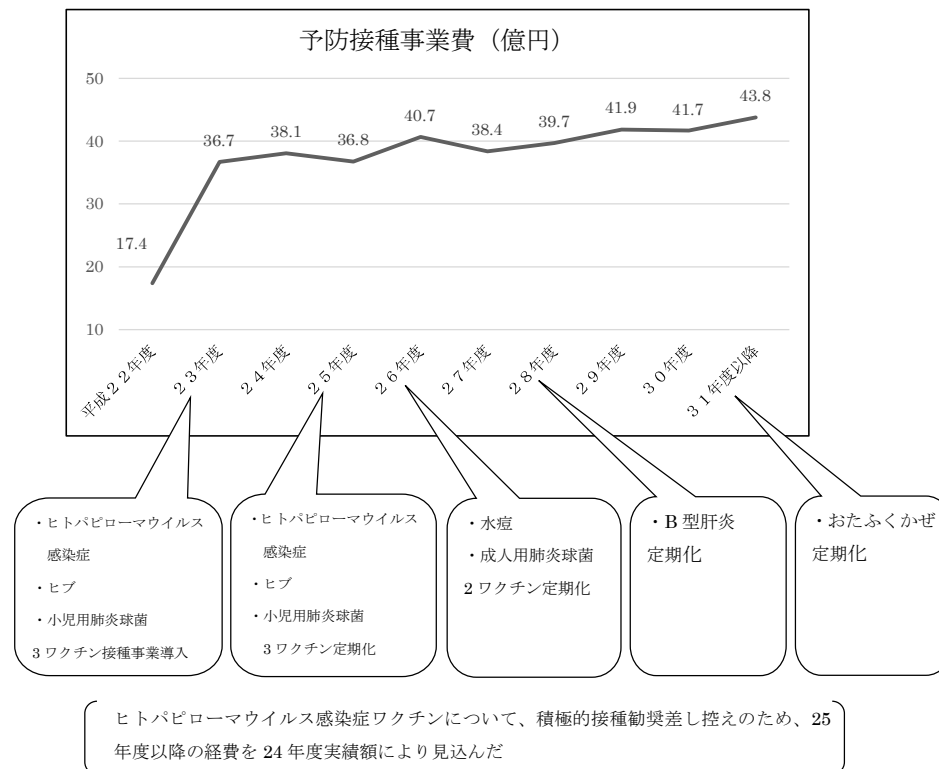
また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、定期予防接種としておたふくかぜが追加されることが見込まれます。

- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにすべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。

## ■ 効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等に更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。

# 本市における予防接種事業の財政負担



任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の  
本市負担額

**41.7億円→43.8億円**

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、  
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

この要請文の担当課／健康福祉局保健所感染症対策課 TEL 044-200-2440

# 住宅・建築物の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や耐震対策緊急促進事業の延長等の財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化や密集市街地の改善が急務であり、これまで耐震対策等の制度拡充に努めてきました。
- 住宅・建築物に対する各種施策の取組により、今後も、まち全体の総合的な耐震化を推進するため、制度拡充や時限措置となっている耐震対策緊急促進事業の延長が必要です。
- 密集市街地対策を加速させるため、地域における積極的な取組を国として評価し、地域の防災性能の向上に有効な建築物への更新に対して限定的となっている助成内容を拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

## ■ 費用

- 平成31年度計画事業費 約36.8億円 (国費 約16.3億円)
- ・ 住宅・建築物の耐震対策事業 約 2.8億円 (国費 約 1.3億円)
- ・ 密集市街地の改善事業 約 1.1億円 (国費 約 0.5億円)
- ・ 公営住宅整備事業等 約32.9億円 (国費 約14.5億円)

## ■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

## 住宅・建築物の耐震対策事業等

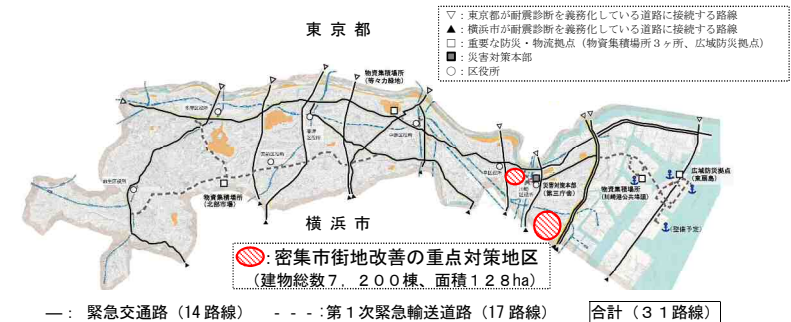
建築物の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

### ■ 住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を平成32年度末までに95%とする。  
(平成29年度末の耐震化率 住宅：92.8% 特定建築物：93.1%)

#### 主な取組

- ・ 木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策・特定建築物等耐震対策
- ・ 耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

### ■ 住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：重点対策地区内の焼失棟数を平成32年度末までに3割減とする。

#### 主な取組

- ・ 密集住宅市街地整備促進事業、老朽建築物除却事業、住宅等不燃化推進事業 など

## 公営住宅整備事業等

### ■ 公営住宅整備事業

- ・ 中野島住宅（1棟 21戸）

### ■ 公営住宅ストック改善事業

- ・ 長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全17団地 45棟）

### ■ 高齢者、障害者等の居住の安定

- ・ マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2731  
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993  
まちづくり局指導部建築管理課 TEL 044-200-3017



## 消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

### ■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

### ■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実・強化を図っています。
- 防災拠点となる消防署所等の早期改築・改修が求められており、安定稼働に向けた消防指令システムの非常用発電機の整備や消防・救急無線局（固定）の再整備など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 指定都市は、大規模な災害等に即応するため、消防車両等の充実強化を図り、一度強化した装備についても、これを維持するため計画的な更新整備が必須であり、災害発生時には広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しております。
- 整備費用の財政負担も大きく、国の補助金について、緊急消防援助隊設備の更新より新規整備が優先されることや、交付額の合計が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合に交付決定を受けられないことについて、配分方針と採択基準の見直しを要望します。

### ■ 費用

- 平成31年度計画事業費
  - ・ 消防施設整備事業等 約5.0億円
  - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約5.4億円

### ■ 効果等

- 大規模災害への対応力の早期確立

### 消防施設整備事業等

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
事業概要	消防庁舎	航空隊庁舎整備	改築 (解体工事等)	—	—
		多摩消防署 宿河原出張所	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)	—
	消防施設	臨港消防署 千鳥町出張所棧橋	改築 (本体工事等)	—	—
	消防団	中原消防団 住吉分団市ノ坪班	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)	—
	耐震性貯水槽		新設 (1基 設計等)	新設 (1基 工事)	新設 (1基 設計等)
	消防情報通信の高度化		非常用 発電機工事	非常用 発電機点検整備	—
消防救急無線固定局等整備		無線設備整備	無線設備整備	無線設備整備	
合計(概算)		約3.0億円	約5.0億円	約2.4億円	

### 緊急消防援助隊設備整備事業等

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業概要	消防自動車等	9台	15台	16台
	救急自動車	4台	4台	4台
	合計(概算)	約4.6億円	約5.4億円	約6.4億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512  
 消防局総務部施設整備課 TEL 044-223-2548  
 消防局警防部指令課 TEL 044-223-2544

# 石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定及び南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性について検証、見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。

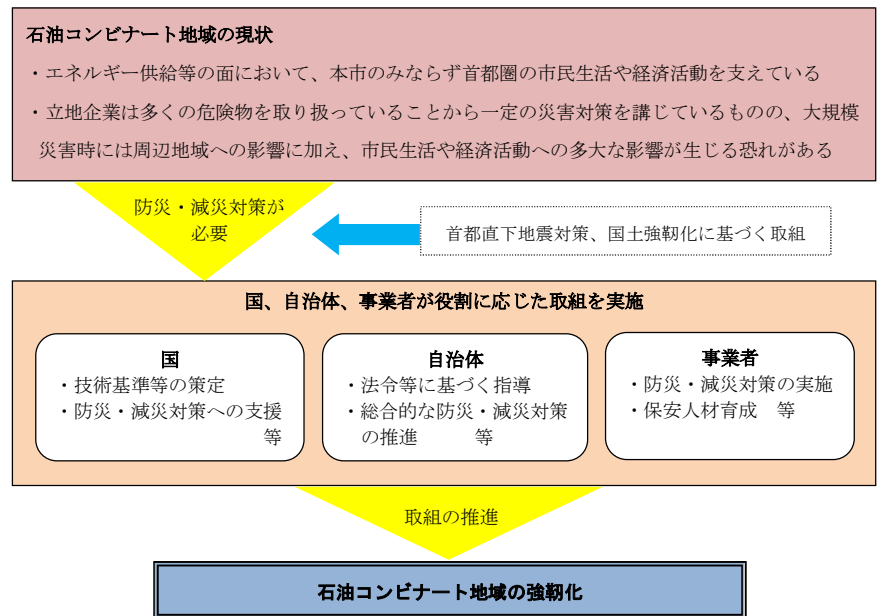
## ■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や各種被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用の補助及び民有護岸の耐震改修に対する支援制度など、強靱化に向けた取組を推進することが必要です。

- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定(平成29年11月改定)し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進するとともに、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

## ■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



この要請文の担当課／総務企画局危機管理室危機管理計画担当 TEL 044-200-2478

# 五反田川放水路整備事業の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっております。このため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めており、現在、暫定供用による整備効果の早期発現を目指しております。

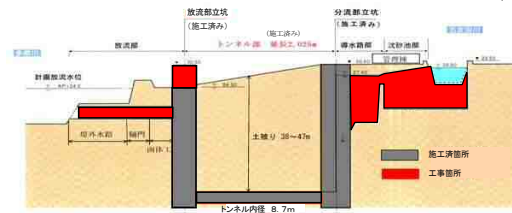
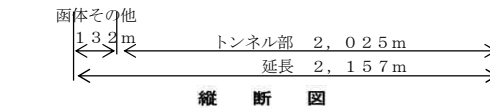
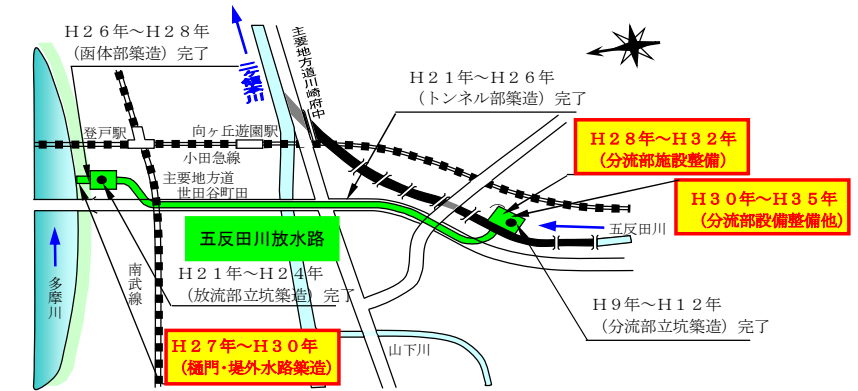
## ■ 費用

- 総事業費 約300億円（国費 約85.9億円 県費 約85.9億円）
- 平成31年度計画事業費 約17.3億円  
（国費 約 4.4億円 県費 約 4.4億円）

## ■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

## 五反田川放水路整備事業の概要



トンネル部

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成35年度（平成31年度から暫定供用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長2,157m  
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）  
計画高水流量 150m<sup>3</sup>/秒
- 今後の事業費の見込み

単位：億円

事業費	補助	国費	県費	市費	小計	H27年度まで		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度		H32年度		H33年度		H34年度		H35年度		合計
						H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度		H32年度		H33年度		H34年度		H35年度		
						当初	補正	当初	補正	当初	補正	当初	補正	当初	補正	当初	補正	当初	補正	当初	補正	当初	補正	
		51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	3.9	85.9	
		51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	3.9	85.9	
		51.8	4.4	3.3	1.4	3.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	3.9	85.9	
		155.4	13.2	9.9	4.2	10.5	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	11.7	257.7	
	単独	20.7	0.5	2.0	2.7	4.1	3.3	2.6	2.8	3.0	4.1	3.3	2.6	2.8	3.0	4.1	3.3	2.6	2.8	3.0	4.1	3.0	41.7	
	合計	176.1	13.7	16.1	13.2	17.3	16.5	15.8	16.0	14.7	299.4													

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

# 高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応

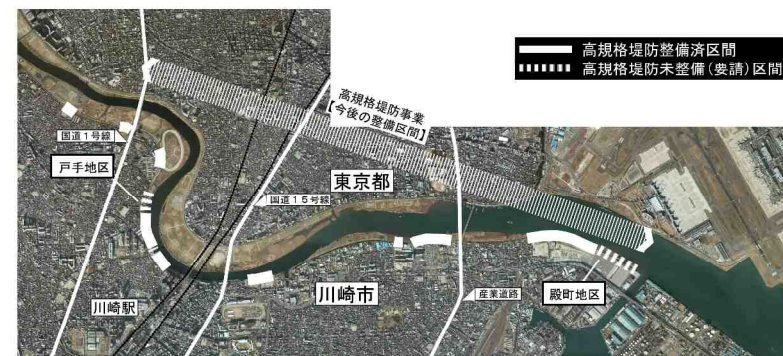
## ■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、「国際戦略総合特区」、「国家戦略特区」及び「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受け、羽田空港との近接性等を活かしたライフサイエンス分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積する世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところ。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、我が国の国際競争力の強化を牽引する拠点であることから、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

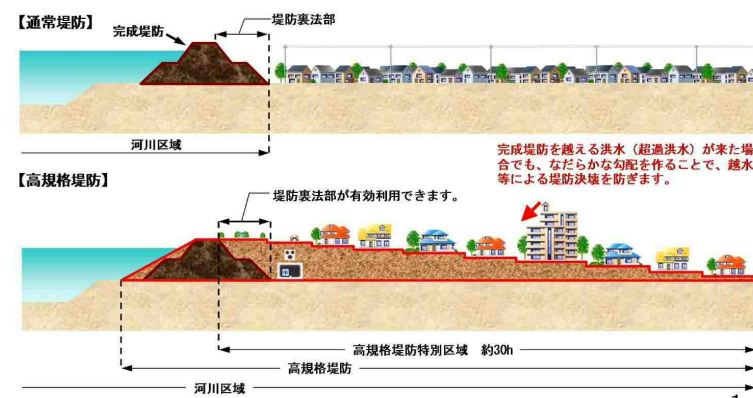
## ■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



高規格堤防整備事業（概要）



戸手地区



殿町地区



この要請文の担当課/まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

## エネルギーに関する取組の推進について

【経済産業省・環境省】

### ■ 要請事項

- 1 低炭素社会の実現、自立分散型エネルギーシステムやスマートシティの構築に向けて、最先端の環境配慮機器及び次世代自動車等の導入や関連する技術開発を促進するための財政措置を講ずること。
- 2 再生可能エネルギーの普及拡大は、持続可能な低炭素社会の構築だけでなく、蓄電池等との組み合わせにより災害時にも有効な自立分散型エネルギーともなることから、今後耐用年数を迎える太陽光発電設備やその付帯設備、また蓄電池等の計画的な更新に向け必要な仕組みを構築し、支援を講ずること。
- 3 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。

### ■ 要請の背景

- 国においては、現在、エネルギー基本計画の見直しを行っており、2030年までに再生可能エネルギーを初めて「主力電源」と位置づけ、最大限導入していく方針とする政策案が総合エネルギー調査会基本政策分科会にて示されたところです。
- エネルギー政策は、国が行う重要な政策の一つですが、本市では、パリ協定の採択を受け、新たに策定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき温暖化対策を推進しています。その中では「再生可能エネルギー等の導入と最適利用による低炭素なまち」の実現を目指し、ICTを活用したエネルギーマネジメントシステムなどによる効率的なエネルギー利用や、災害時にも有効な再生可能エネルギーや蓄電池等の導入によるエネルギーの自立分散を進めているところです。
- また、最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネを推進するためには、効率の向上や製造コストの削減などの技術開発を促進するとともに、市民や事業者の導入を促進するような支援制度が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、市民・NPO・事業者・大学・研究機関など、誰もがエネルギーの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。

## 川崎市地球温暖化対策推進基本計画 ～CCかわさきエコ暮らし・未来へつなげる30プラン～

将来的に目指すべき低炭素社会のイメージ（2030年のまちの姿）

- エコ暮らし（スマートライフスタイル）が定着し、エネルギーの最適利用などにより、温室効果ガス排出量が削減されるとともに、気候変動の影響への適応が進み、市民の健康で快適な暮らしや地域経済の活性化が図られている。
- 都市の機能において、エネルギーマネジメントシステムをはじめ、ICTやデータの利活用による創エネ・省エネ・蓄エネの取組が進められるとともに、都市機能がコンパクトに集積し、一人ひとりが豊かさを実感できるスマートなまちづくりが行われている。
- 川崎の強みである環境技術の利活用を通じて、温室効果ガス排出量のさらなる削減を実現している。
- 国際的な環境活動や環境技術の移転を通じ、地球全体での温室効果ガス削減に貢献する取組が活発化している。
- 市民・事業者・行政の各主体がその重要性を認識し取り組むとともに、各主体の連携・協働の取組が一層進んでいる。



この要請文の担当課／環境局地球環境推進室 TEL 044-200-2956

# 微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント削減の取組について

【環境省・経済産業省】

## ■ 要請事項

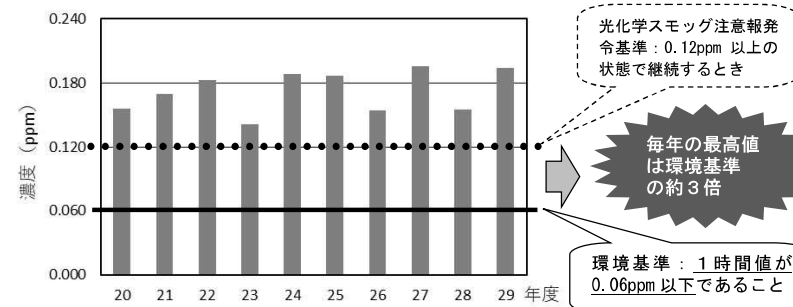
- 1 国民の健康を保護するため、微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントについての大気中の挙動や揮発性有機化合物（VOC）由来の二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 発生源等の実態把握については、国が主体となって地域ごとの特色を考慮した調査を行うとともに、自治体が独自に行う調査に対して必要な財政措置を講ずること。
- 3 越境汚染対策のための国際的な取組を引き続き推進すること。
- 4 自動車への燃料給油時のVOC排出抑制のため、給油所側での対策（Stage 2）の普及に向けて、燃料小売事業者への支援を実施すること。

## ■ 要請の背景

- PM2.5につきましては、平成28年度に川崎市内で全測定局において初めて環境基準を達成したところですが、環境基準の継続的な達成に向けて引き続き取り組む必要があります。また、光化学スモッグにつきましては、毎年注意報が発令されている状況にあります。このため、PM2.5や光化学オキシダント対策を検討・推進するため様々な原因物質の発生源とその排出実態を明らかにするとともに、生成機構等を早急に解明する必要があります。
- 発生原因は国内の発生源寄与とあわせて、越境汚染の寄与も推定されており、さらに、国内の発生源については、地域ごとに特色がみられるため、より効果的な対策を進めるには、国が主体となって地域ごとの詳細な調査を行う必要があります。また、自治体が独自に発生源等の調査を行う場合には多大な財政負担となることから、国の財政支援が必要となります。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、越境汚染を抑制するためにも、現在、国が進めている二国間連携などの取組を引き続き推進する必要があります。
- 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十三次答申）（平成29年5月中央環境審議会）」において、業界が自主的取組計画を定めてStage 2の導入を促進することが適当であるとしております。中小・零細の燃料小売事業者にあつては、機器の更新に係る負担が過大であることから、大気環境の保全を目的とした財政措置が必要です。

## 川崎市における状況

### ○ 光化学オキシダントの年度ごとの1時間値の最高値



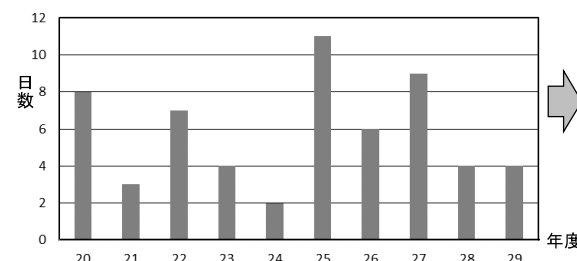
### ○ 光化学オキシダント環境基準超過日数

測定局名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
麻生弘法松公園	103日	114日	103日	90日	112日

麻生区の測定局においては、過去5年間では100日程度環境基準を超過している。

年間の約3割は環境基準を超過

### ○ 光化学スモッグ注意報の発令日数



川崎市総合計画では、平成33年度までに光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指しています。

この要請文の担当課／環境局環境対策部大気環境課 TEL 044・200・2515

# 廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

## ■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橋処理センター、堤根処理センター及び入江崎クリーンセンターの建設に必要な財政措置について、内容を拡充し、今後も継続して実施すること。

## ■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、将来にわたり安定的かつ効率的な処理を継続して行うため市内4つの処理センターの敷地を有効活用し、全体で3つの処理センターを稼働し、うち1つを休止、建設中とする3処理センター体制へ平成27年度に移行しました。引き続き、長期的な視点にたった施設整備が必要になります。
- 現在は、休止中の橋処理センターの建替に向け解体撤去工事を実施しており、また、平成35年度に予定している堤根処理センターの建替に向け基本計画策定等を進めています。併せて、老朽化した入江崎クリーンセンターの建替に向け、発注仕様書作成等を進めています。

## ■ 費用

- 平成31年度計画事業費  
橋処理センター整備事業
  - ・ 橋処理センター建設工事（7年契約3年次目）  
予定額1,305,880千円（国費 約140,840千円）

### 堤根処理センター整備事業

- ・ 基本計画策定業務委託（3年契約3年次目）  
予定額5,360千円（国費 約1,780千円）
- ・ 整備計画策定業務委託（3年契約1年次目）  
予定額13,000千円（国費 約4,330千円）
- ・ 環境影響評価業務委託（その1）（2年契約2年次目）  
予定額1,310千円（国費 約430千円）
- ・ 環境影響評価業務委託（その2）（4年契約1年次目）  
予定額3,000千円（国費 約1,000千円）

### 入江崎クリーンセンター整備事業

- ・ 発注仕様書作成及び総合評価落札方式支援業務委託（3年契約1年次目）  
予定額800千円（国費 約260千円）

橋処理センター完成イメージ図



## 橋処理センター整備事業

### 施設・処理能力

- ・ ゴミ焼却処理施設  
600t/日（200t/日×3炉）
- ・ 資源化処理施設  
ミックスペーパー 45t/5時間

### 事業年度

- ・ 平成28年度～平成31年度 橋処理センター解体撤去工事
- ・ 平成29年度～平成35年度 ゴミ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事

## 堤根処理センター整備事業

### 施設・処理能力

- ・ ゴミ焼却処理施設 未定

### 事業年度

- ・ 平成29年度～平成33年度 基本計画及び整備計画作成
- ・ 平成30年度～平成34年度 環境影響評価手続
- ・ 平成35年度～平成45年度 解体撤去工事及びゴミ焼却処理施設等建設工事

## 入江崎クリーンセンター整備事業

### 施設・処理能力

- ・ し尿処理施設 未定

### 事業年度

- ・ 平成29年度～平成30年度 基本計画等作成
- ・ 平成31年度～平成33年度 建設工事総合評価手続
- ・ 平成33年度～平成36年度 し尿処理施設建設工事

この要請文の担当課／環境局施設部施設建設課 TEL 044-200-3995

# 緑地保全事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや施設整備、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

## ■ 要請の背景

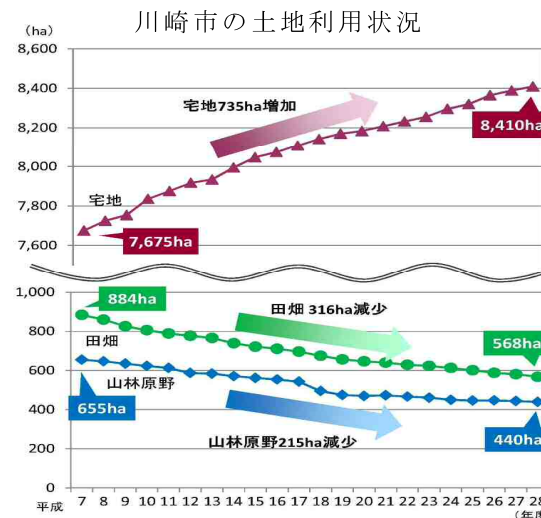
- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 保全した緑地を良好に保全し管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっています。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっています。
- 本市は、市域の約8.8%が市街化区域であり、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

## ■ 費用

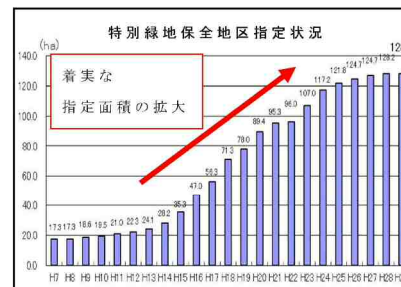
- 平成31年度計画事業費 約1.0億円（国費 約3.7億円）
  - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約8億円（国費 約2.7億円）
  - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2億円（国費 約1.0億円）

## ■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



この要請文の担当課 / 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381



# 公園等整備事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

公園における防災機能の充実や公園施設の長寿命化、本市の大規模公園である生田緑地や富士見公園の再編整備などに必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 地域コミュニティの場となる公園は、本格化する少子高齢化を見据え、公園施設のバリアフリー化を進めています。また、発生が想定されている「首都直下地震」等では甚大な被害が想定されており、防災・減災対策の充実を図るための施設を整備しています。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、生物多様性に配慮した施設整備を進めています。また、菅生緑地では里山の景観を活かした施設整備を進めており、富士見公園は都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やレクリエーション活動の場などの創出に向けた、公園の再整備を進めています。

## ■ 費用

- 平成31年度計画事業費 約5.5億円 (国費約2.5億円)
  - ・ 用地取得費 約2.0億円 (国費約0.7億円)
  - ・ 整備費 約3.5億円 (国費約1.8億円)

## ■ 効果等

- 公園のバリアフリー化、災害時における防災機能向上による安全安心なまちづくり
- ライフサイクルコストを縮減し、適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能、都市景観の向上



図 川崎市事業位置図

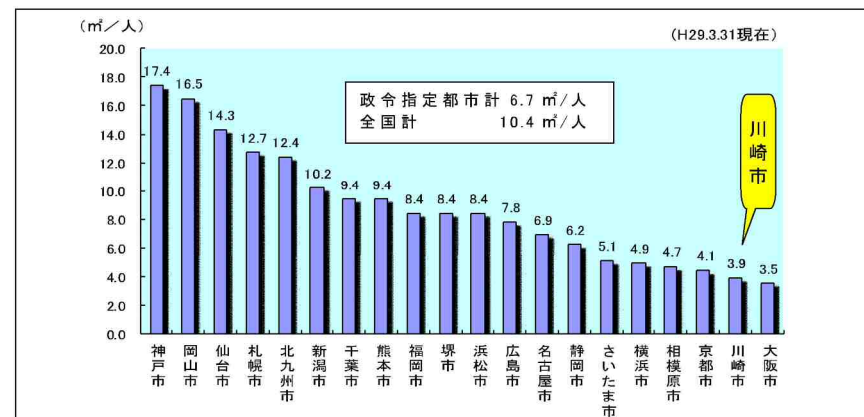


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

# 等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 等々力緑地は、本市の広域拠点である小杉駅周辺地区に隣接しており、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、平成27年度に陸上競技場新メインスタンド、平成28年度に緑地のメインエントランスとなる正面広場の整備が完了しましたが、引き続き都市景観の形成など、多摩川をはじめとした周辺環境と連携した魅力を高めるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点としての整備や、防災機能の強化が必要となっており、平成28年度から災害時に消防の活動拠点となる硬式野球場の整備を進めています。工事着手後、想定外の地中埋設物等の出現により工期を延長しておりますが、硬式野球場の整備を進めるため、引き続き、国の財政支援が必要不可欠となっております。

## ■ 費用

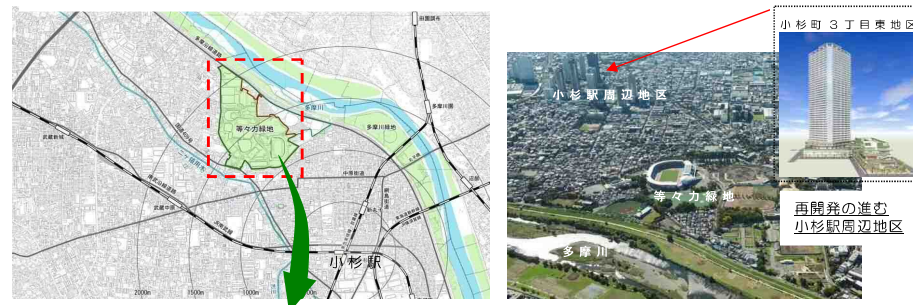
- 平成31年度計画事業費 約13.7億円（国費 約6.0億円）

## ■ 効果等

- 災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）
- 防犯性や安全性の向上により安全・安心なまちづくりへの寄与
- 緑地内施設のポテンシャルの有効活用による利用者の利便性の向上
- 市内の産業、商業、文化等との連携や周辺まちづくりとの連携による地域の賑わいの創出

## 都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。




＜等々力緑地における防災に関する取組＞

**硬式野球場整備**  
（広域応援部隊の活動拠点・太陽光発電など）  
《平成28～32年度》




硬式野球場イメージ図

**陸上競技場整備**  
（広域応援部隊の活動拠点・太陽光発電など）  
※第2期整備【サイドバックスタンド】《平成33年度～》




第1期整備【メインスタンド】  
《平成27年度完成》

**正面広場整備**  
（誘導案内照明など）  
《平成28年度完成》



**中央園路整備**  
（硬式野球場への緊急車両進入経路など）  
《平成32年度》



## 今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名称		H31計画	H32計画	H33計画
硬式野球場整備	事業費	約13.7	約20.9	0
	うち国費	約6.0	約7.5	0
中央園路整備	事業費	0	約2.0	0
	うち国費	0	約1.0	0
陸上競技場整備	事業費	0	0	約25.0
	うち国費	0	0	約5.0
合計	事業費	約13.7	約22.9	約25.0
	うち国費	約6.0	約8.5	約5.0

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

# シェアサイクル導入ガイドライン等の整備について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 自転車活用推進法に基づくシェアサイクルの適正な導入促進に向けたガイドラインや指針等の整備を行うこと。
- 2 シェアサイクルの導入に伴う公共用地の活用等に関する制度を創設すること。

## ■ 要請の背景

- シェアサイクルは、公共交通の機能の補完・代替、地域の活性化や観光振興、放置自転車対策等に資する新たな交通システムとして、多くの自治体で導入や有効性、課題を検証するための実証実験等が実施されております。
- 本市でも、今後、シェアサイクルの実証実験を実施する予定ですが、利用者の利便性を高め、シェアサイクルを安全に運用するためには、シェアサイクルにおける官民の役割や運用基準等を定めたガイドラインや指針が必要となっています。
- また、シェアサイクル導入に伴う公共用地の活用につきましては、ポートの配置や規模等に関する基準がなく、民間事業者によるポート設置には、関係法令の個別調整が必要となり、多様な公共空間を効率的、効果的に活用するためには、包括的な制度の創設が必要であると考えております。

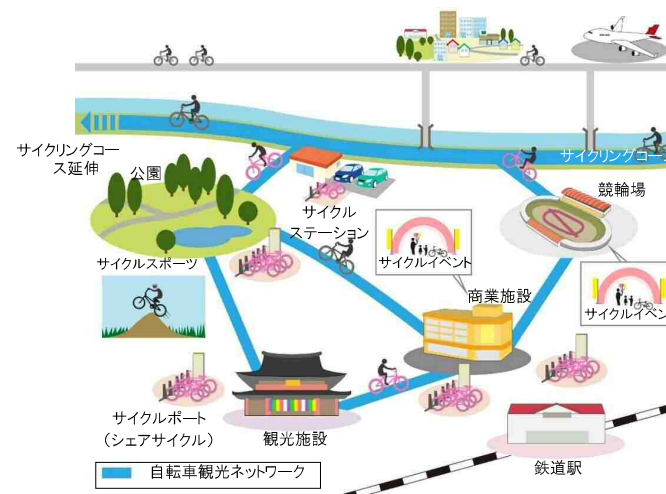
## ■ 効果等

- シェアサイクル導入ガイドラインや指針が策定されることで、一定水準を確保した事業者による市民の利便性の向上に資する安全で快適なシェアサイクルの導入を図ることができます。
- シェアサイクルポート設置における公共用地の活用について、包括的な制度の創設により、効率的で効果的なシェアサイクルの導入が図られます。

## 川崎市の地形や立地



## 自転車の活用イメージ図



この要請文の担当課／建設緑政局自転車利活用推進室 TEL 044-200-2769

# 水道施設更新・耐震化の推進について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

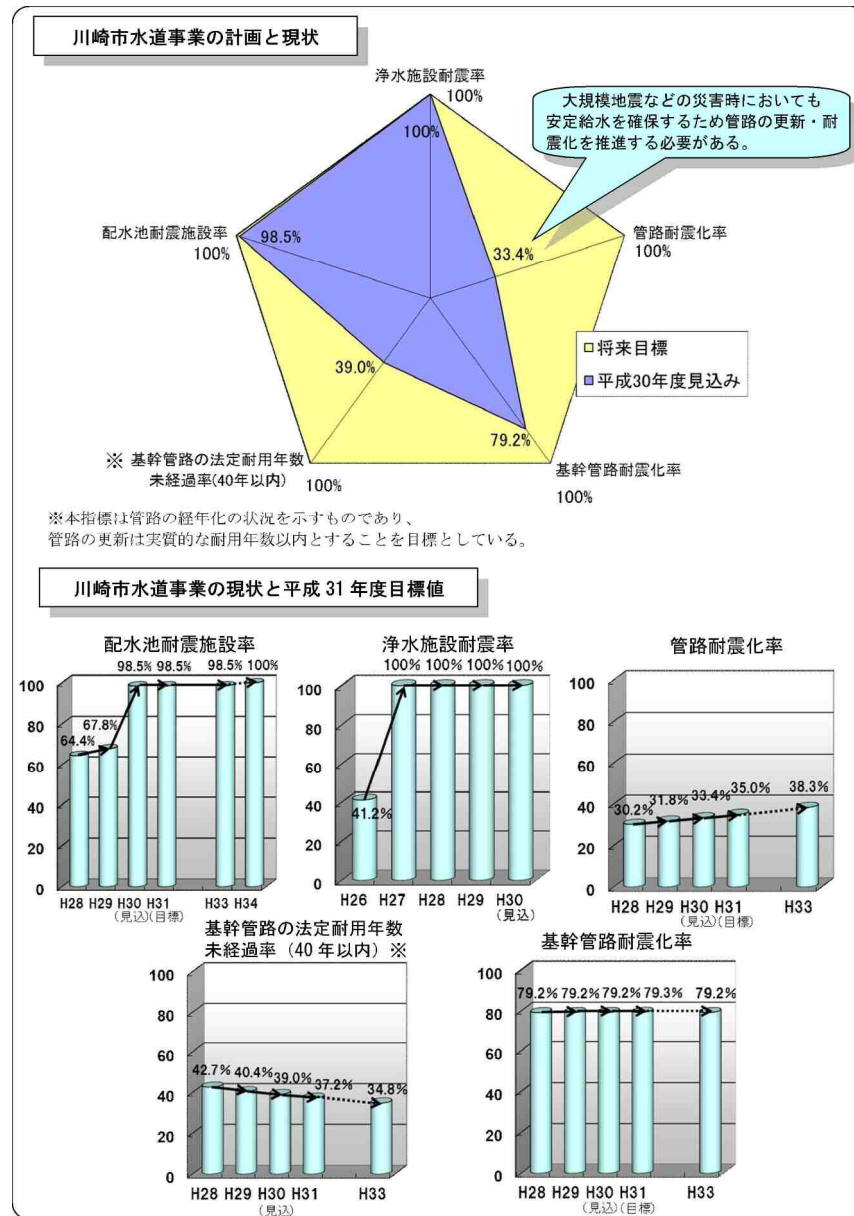
- 1 災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の更新・耐震化及び経年化した基幹管路の更新を促進することについて、必要な国庫補助制度の採択基準緩和及び財政措置を講ずること。
- 2 大規模地震などの災害発生時においても施設の被害を最小限にとどめ、安定給水を確保するため、基幹施設の耐震化対策について、必要な国庫補助制度の財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続するため、経年化した非耐震管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。また、送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており耐震化率は高いものの経年化が進んでいることから、経年管路の更新を推進することが必要です。
- 戦後の高度経済成長期に行われた拡張事業により築造した配水池などの基幹施設は、平成34年度の完了を目標に耐震化を進めており、大規模災害発生時にも安全・安定給水を維持するために、引き続き耐震化を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道施設の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっています。事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

## ■ 費用

- 平成31年度計画事業費 約6.7億円（国費 0億円）



この要請文の担当課/上下水道局水道部水道計画課 TEL 044-200-2496

# 下水道施設の改築への国費負担の継続について

【財務省・国土交通省】

## ■ 要請事項

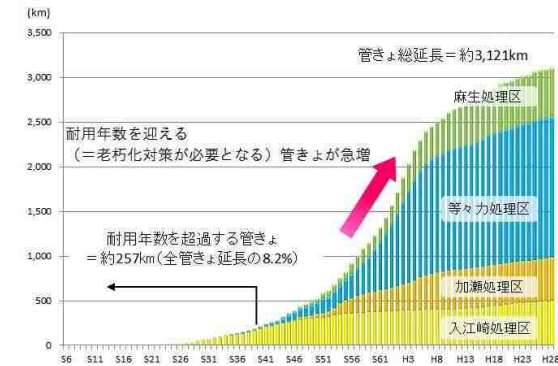
下水道施設の改築に係る国費負担について、都市の安全や安心を確保するため、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、確実に継続すること。

## ■ 要請の背景

- 平成29年度の財政制度等審議会において、下水道事業は受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について、排出者が負担すべきとの考えが提示されました。
- 下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であり、水質汚濁防止法でも国の責務が明示されています。また、その国費負担は地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されるとともに、下水道法では、施設の設置に加えて改築も国庫補助の対象としています。
- 本市を含めた地方公共団体では、効率的な事業運営に向けて様々な経営努力を重ねていますが、下水道事業は現行の国庫補助制度を前提として運営してきていることから、下水道施設の改築への国費負担がなくなった場合、財源不足を補うための使用料の引上げにつながるとともに一般会計への負担も増加することが懸念されます。
- 仮に、使用料の引上げを実施した場合は、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。また、公共性の観点から利用が義務付けられる使用料の引上げは、市民の理解が得難く、引上げが行えない場合には、施設の改築が滞り、都市部における道路陥没やトイレの使用停止などを引き起こしかねません。
- 今後も市民が安全で安心な社会生活を継続するため、下水道の公共的役割に対する国の責務は新設時も改築時も変わるものではないことを踏まえ、下水道施設の改築に対する国費負担を確実に継続すべきです。

## 川崎市における下水道施設の状況

### 下水管きよの年度別累計延長(平成28年度末)



道路陥没や下水道の機能の停止により、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れが増大するため、改築への国費負担の継続が必要不可欠である。

### 処理場・ポンプ場の経過年数(平成28年度末)

#### 処理場

施設名	経過年数
入江崎水処理センター	56※
加瀬水処理センター	44
等々力水処理センター	35
麻生水処理センター	28
入江崎総合スラッジセンター	22

#### ポンプ場

施設名	経過年数
六郷ポンプ場	82
渡田ポンプ場	74※
京町ポンプ場	65
古市場ポンプ場	64
観音川ポンプ場	64
大師河原ポンプ場	62
小向ポンプ場	61
加瀬ポンプ場	56
大島ポンプ場	56
丸子ポンプ場	55
釜戸ポンプ場	53
戸手ポンプ場	50
天王森ポンプ場	44
等々力ポンプ場	44
渋川ポンプ場	42
江川ポンプ場	29
久末ポンプ場	26
蟹ヶ谷ポンプ場	26
踊場ポンプ場	26

### 老朽化により破損した下水管きよの内面



### 下水管きよの老朽化に起因する道路陥没



### 老朽化によるゲート設備の劣化



### 硫化水素による槽内部の劣化



24施設のうち12施設がすでに50年を超えており、10年後には17施設(全施設の約70%)が50年を超える見込みとなっている。健全な下水道機能を継続的に維持していくためには、改築への国費負担の継続が必要不可欠である。

※再構築事業実施中

この要請文の担当課/上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

# 下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 安定した下水道サービスを継続して提供するため、老朽化した管きよの再整備に係る交付金事業制度を創設すること。
- 2 大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化などの推進に必要な財政措置を講ずること。
- 3 気候変動に伴う降雨形態の変化などを踏まえ、水害に強いまちづくりを実現するため、浸水対策・ゲリラ豪雨対策に必要な財政措置を講ずること。
- 4 快適な水辺環境の確保や地球環境に配慮するため、合流式下水道の改善や、下水処理場の高度処理化、さらには温室効果ガスの削減など、環境対策に必要な財政措置を講ずること。
- 5 主要な管きよの設置、改築に係る指定都市と一般市との格差是正を図ること。

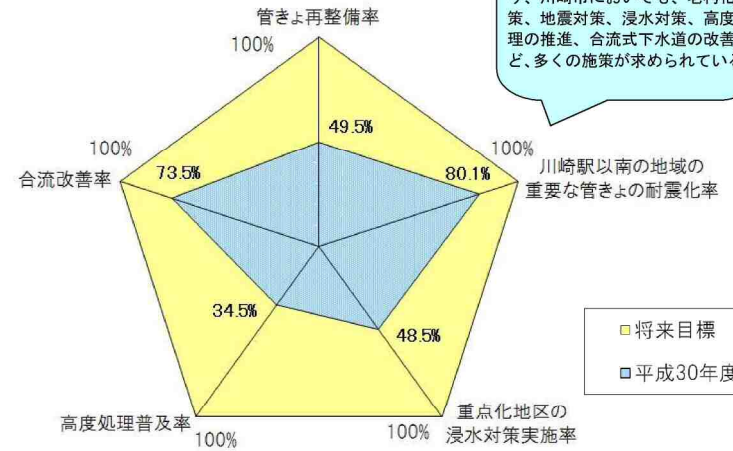
## ■ 要請の背景

- これまで、管きよの老朽化対策については、「下水道老朽管の緊急改築推進事業」の制度を活用し、交付金を活用した再整備を計画的に実施してきましたが、本事業制度は平成30年3月31日限り、その効力を失ったところ。しかしながら、下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるためには、今後も交付金制度を継続して活用することが必要です。
- 下水道は市民生活を支える重要な都市基盤であり、大規模地震発生時でも下水道機能を損なうことのないよう、下水道施設の耐震化などが必要です。
- 局部的集中豪雨の頻発など、近年の気候変動に対応するための施設整備が必要です。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、健全な水環境の確保、温室効果ガスの削減、資源・エネルギーの有効活用等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年次が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えています。

## ■ 費用

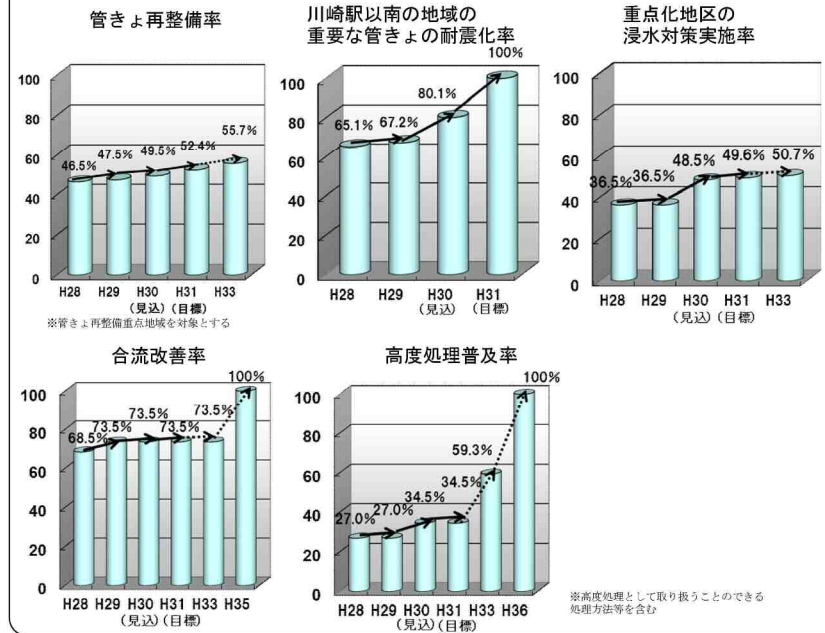
- 平成31年度計画事業費 約190億円（国費 約70億円）

川崎市下水道事業の計画と現状



下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水防除に必要な不可欠な社会基盤施設であり、川崎市においても、老朽化対策、地震対策、浸水対策、高度処理の推進、合流式下水道の改善など、多くの施策が求められている。

川崎市下水道事業の現状と平成31年度目標値



この要請文の担当課/上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

# 中小企業の人材確保支援及び若者の職業的自立支援の推進について

【厚生労働省・経済産業省】

## 要請事項

- 「働き方改革」の推進による市内中小企業の人材の確保・生産性の向上等を通じた地域経済の活性化に向けた支援制度を確立すること。
- 地域若者サポートステーション事業について、継続的・安定的に若年者の職業的自立を支援できるよう、国からの委託期間を複数年度化するとともに、事業の拡充を図るため、国の責任においてその所要経費のすべてを財政措置すること。

## 要請の背景

- 景気の穏やかな回復に伴い雇用情勢は改善していますが、中小企業における人材不足は深刻化しており、従業員規模別高校卒業者の充足率の推移では、299人以下の規模における充足率が2013年の61.5%から4年後の2017年は32.8%と大きく減少しています。また、本市労働状況実態調査によると、短時間勤務や在宅勤務制度などの労働条件・職場環境の整備状況が、大企業と比較し中小企業における取組が大きく遅れています。

このことから「働き方改革」の取組を推進し、中小企業の労働条件・職場環境を整備することにより、中小企業の人材の確保・生産性の向上を図る必要があります。

- 内閣府「子供・若者白書」によると、若年無業者数が全国で77万人と推計されるとともに、平成22年度に設置した「かわさき若者サポートステーション」の登録者数も増加傾向をたどるなど深刻な状況にあります。また、登録者それぞれの状況に応じた継続的かつ積極的な支援が必要などありますが、地域若者サポートステーションの国からの運営委託期間が単年度であること、支援プログラムの一部が地方公共団体の役割となっていることから、安定的かつ発展的な運営が困難な状況となっています。

このことから、国からの運営委託期間を複数年度とするとともに、地方公共団体の役割とされている「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置については、国の責任においてその所要経費のすべてを措置することが必要です。

## 効果等

- 職場環境の改善による人材の確保や生産性の向上を図ることにより、地域の中小企業を活性化し、持続的・安定的な地域経済の発展を実現します。
- 若年者の就業・自立支援を安定的かつ発展的に行うことにより、本来、社会の支え手であるべき若年者層が生活保護対象に移行することを防止し、安定的に就労・自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

## 1 従業員規模別高校卒業者の充足率の推移（全国）



（出典）厚生労働省「新規学卒者（高校・中学）の職業紹介状況」

※1 各年の新規学卒者について、公共職業安定所及び学校において取り扱った求人、就職状況を取りまとめたもの。

※2 「充足率」＝「就職者数」÷「求人数」×100

## 2 働き方改革の取組状況（川崎市）



大企業と比較して、中小企業は十分に取組めていない。

【取組】

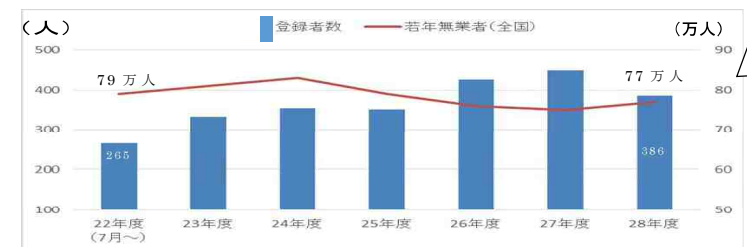
- 短時間勤務やフレックスタイム等、時差勤務制度
- 時間外・休日勤務の免除等、勤務軽減措置
- 在宅勤務制度
- 託児施設の設置

※建設業、製造業、情報通信用業、運輸業、郵便業の従業員301人以上は大企業、300人以下は中小企業。卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、サービス業の従業員51人以上は大企業、50人以下は中小企業。

（出典）平成29年川崎市労働状況実態調査

## 3 かわさき若者サポートステーション(コネクションズかわさき)の登録者数と

### 若年無業者数(全国)の推移



若年無業者数(全国)の推移

（出典）内閣府「子供・若者白書」

※1 このグラフの数値は、15～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

この要請文の担当課／経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2276

# 教職員定数の改善等について

【文部科学省】

## ■ 要請事項

- 1 いじめ等の課題など教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導を実現するため、義務標準法の改正による35人以下学級を実現すること。
- 2 いじめ・不登校等への早期発見・早期対応や子どもたちが抱えるさまざまな課題の解決に資するため、児童支援を専任する教員を定数として措置すること。

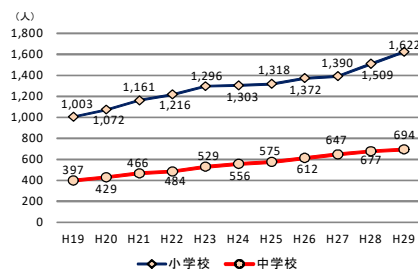
## ■ 要請の背景

- 学校現場では、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加や通常の学級における発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな課題が存在しており、教育的ニーズのある子どもが増加し、また、教員の長時間勤務が指摘される中、新学習指導要領の着実な実施をはじめ、さまざまな教育課題への対応が求められています。本市では、きめ細やかな指導の実現のため、各学校が実情に応じて指導方法工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなど、一部の学校で小学校3年生以上の35人以下学級を実施していますが、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっております。
- また、本市では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、全小学校で児童支援コーディネーターを専任化していますが、児童支援コーディネーターの定数を全小学校に配置するのは困難であり、多くの小学校では、児童支援業務に専念できるよう、担当授業時間数を軽減するための非常勤講師を配置している状況です。
- 国においては、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するため、義務標準法の改正による35人以下学級の実現を小学校6学年及び中学校まで順次進めるとともに、

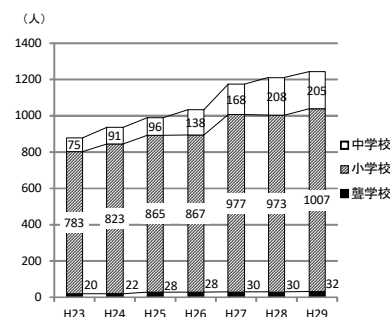
児童が抱える諸問題に適切に対応するため、児童支援を専任する教員の定数措置を図るよう要請します。

## ■ 現状

■ 特別支援学級在籍者数の推移



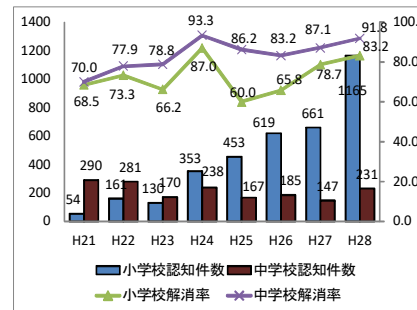
■ 通級指導教室利用者数の推移



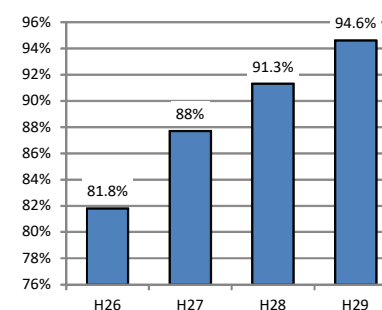
## ■ 効果等

- 平成26年度から児童支援コーディネーターを専任化し、丁寧な見取りによりいじめの認知件数が増加するとともに、解消率については、改善傾向にあります。
- また、児童支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築を促進したことにより、支援の必要な児童の課題改善率も上昇しています。

■ いじめ認知件数及び解消率



■ 支援の必要な児童の課題改善率



この要請文の担当課／教育委員会事務局職員部教職員企画課 TEL 044-200-0368



# 道路施設等の計画的な老朽化・地震対策の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 道路施設等の維持修繕に必要な財政措置を講ずること。
- 2 防災・安全交付金における重点配分事業の拡大を図ること。

## ■ 要請の背景

- 近年、社会問題となっているインフラの総合的な老朽化対策は、急務な課題であり、施設の健全度の確保及びライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るため、「川崎市橋梁長寿命化修繕計画」、「川崎市道路維持修繕計画」に基づき、橋梁・歩道橋など道路施設等の点検・補修を計画的に実施しておりますが、財源確保が課題となっております。
- 道路施設等の損傷・劣化は、地震時のみならず日常生活においても社会的影響が大きい災害や事故の原因につながることから、緊急輸送道路の舗装の改良や老朽化した道路擁壁の補修工事を実施するとともに、ペDESTリアンデッキなどの施設における計画的な点検を行う必要があります。

## ■ 費用

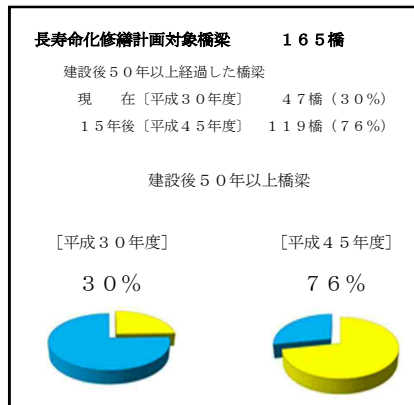
- 平成31年度計画事業費 約20億円（国費 約9億円）
  - ・ 老朽化・地震対策（重点配分事業） 約13億円（国費 約6億円）
  - ・ 老朽化対策（重点対象外） 約7億円（国費 約3億円）

## ■ 効果等

- インフラの総合的かつ計画的な老朽化対策により、市民生活の基盤である道路施設や設備機器などの長寿命化と健全度を保ち、また、地震対策を踏まえた効果的な防災機能の向上を図ることにより、市民の安全・安心な生活環境を確保します。

# 主な道路施設の維持修繕事業

## 【橋梁長寿命化】



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路施設課 TEL 044-200-2802

# 幹線道路の整備推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

道路整備、街路整備に必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

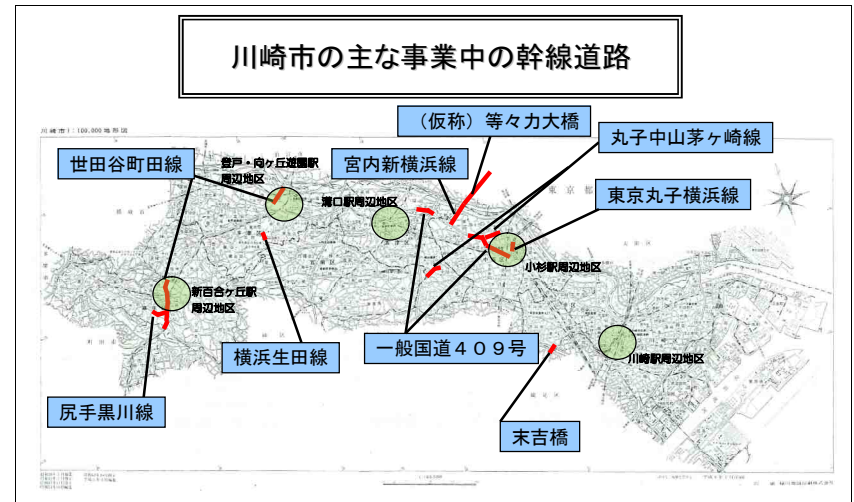
- 全国的には少子高齢化の進行による人口減少社会が到来する中、首都圏の中心部に位置する本市においては、人口の都心回帰や都市再生の取組などにより、人口が引き続き増加し、本市に関連する自動車交通もしばらくの間は微増傾向を示すものと想定しております。
- こうした中、本市の幹線道路網の整備は未だ低い水準にあり、橋梁整備などによる京浜間の連携強化とともに、南北に長い地理的特性もあり、臨海部から丘陵部に向けた市域縦貫方向の交通軸の機能強化が課題となっています。
- また、拠点開発の進展が著しい小杉駅周辺では、快適で賑わいのあるまちづくりの創出に向け、沿道と一体となった面的な道路整備が求められているなど、効率的な都市経済活動を支え、都市拠点の交通機能強化や魅力ある都市環境の形成を図るためには、今後も着実に幹線道路の整備を推進する必要があります。

## ■ 費用

- 平成31年度計画事業費 約63億円 (国費 約29億円)
  - ・ 道路・橋梁事業 約32億円 (国費 約15億円)
  - ・ 街路事業 約31億円 (国費 約14億円)

## ■ 効果等

- 渋滞等の緩和による自動車交通の円滑化
- 安全で快適な通行空間の確保
- 都市における防災性の向上
- 交通結節点へのアクセス性の向上



丸子中山茅ヶ崎線（蛸山坂工区）（イメージ図）

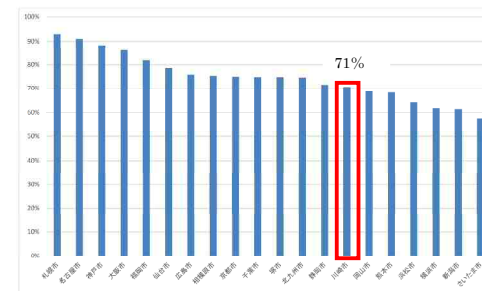


(仮称)等々力大橋（イメージ図）



尻手黒川線IV期（イメージ図）

図1 20政令指定都市 都市計画道路整備進捗率 (平成28年3月31日現在)



都市計画現況調査（国土交通省）

○本市における平成28年3月31日現在の都市計画道路の整備進捗率（事業費ベース）は、71%で、**20政令指定都市中14番目**と低くなっている。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

# 中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

中央新幹線計画の着工に伴う非常口の工事では、資材・機械の搬入搬出及びトンネル等の掘削残土の搬出が予定されているが、道路交通への影響を低減させるため、早期に周辺道路の整備を促進する必要があることから、幹線道路整備に必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 中央新幹線計画では、川崎市内の中原区等々力から麻生区片平まで全区間が大深度地下トンネル構造で、かつ5箇所の非常口設置が予定されており、このうち平成28年度から、梶ヶ谷非常口及び東百合丘三丁目非常口の2箇所の立坑工事に着手しております。
- 非常口の工事では、資材・機械の搬入搬出及びトンネル等の大量な掘削残土の搬出が予定されており、工事用車両の通行による道路交通への影響が懸念されております。
- JR東海が行った環境影響評価の結果では、交通混雑について主要な交差点の需要率は0.9以下に収まり、道路への影響は少ないと評価されていますが、市内5箇所のうち中原区等々力及び麻生区片平非常口周辺には、未完成の幹線道路が多く、道路交通への影響を低減させることが急務となっています。
- このため、特に中原区等々力及び麻生区片平非常口周辺の幹線道路を早期に完成させる必要があります。

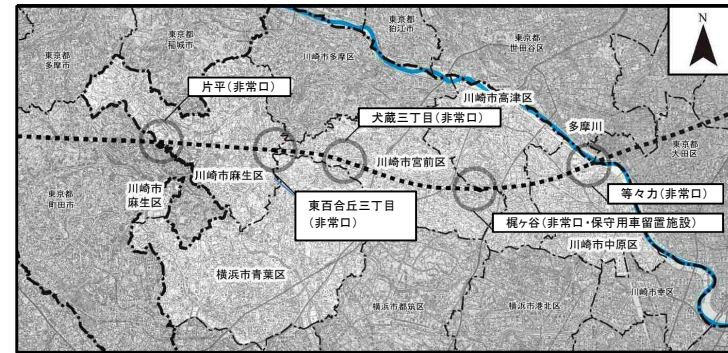
## ■ 費用

- 平成31年度計画事業費 約4.2億円 (国費 約18.8億円)

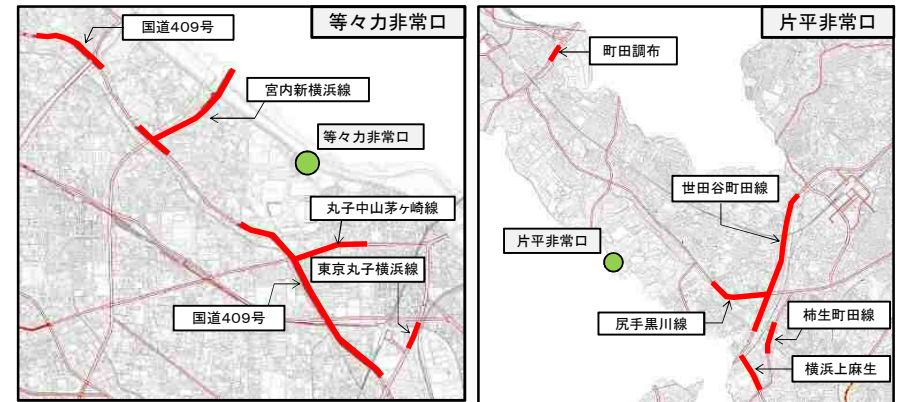
## ■ 効果等

- 非常口周辺の通行環境の改善
- 自動車交通の円滑化の促進

## ■ 非常口等予定地



## ■ 等々力・片平非常口周辺都市計画道路



## ■ 中央新幹線スケジュール

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
リニア中央新幹線整備 (品川・名古屋間)													開業予定
中原区等々力非常口等整備													開業予定
麻生区片平非常口等整備													開業予定

※中央新幹線(東京・名古屋)環境影響評価(平成25年9月)  
 ※非常口の着手時期については完成時期から想定

この要請文の担当課/建設緑政局総務部企画課 TEL 044-200-2755

# 京浜急行大師線連続立体交差事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

京浜急行大師線連続立体交差事業については、地下式により施工するため多額の事業費を必要とし、また、今後は次期整備区間の工事着手を予定していることから、計画的な整備推進に対する財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、昭和63年度に国の事業採択を受け、平成5年6月に都市計画決定、平成6年3月に事業認可を得て、事業に着手しました。
- 本事業は、円滑な交通流の確保を目的としており、踏切における交通渋滞や事故を解消するとともに、騒音、排気ガス等の自動車公害の低減、分断されている市街地の一体化や防災性の向上が図れることから、着実な事業進捗が期待されています。
- 現在、工事を推進している小島新田駅～東門前駅間は、周辺にキングスカイフロントを中心とした世界最高水準の研究開発から新産業を創出するエリア形成が進むなど、一日も早い踏切の除却が望まれている中、平成30年度の立体交差化、平成31年度の完成を予定しており、確実な予算の確保が必要となっています。
- 平成31年度からは、「東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け」の工事着手を目指して関係機関との協議を進めており、計画的な事業費の確保が必要です。

## ■ 費用

- 事業費：約1,426億円（補助対象事業費：約1,334億円）
- 平成31年度計画事業費 約27.8億円（国費 約13.9億円）

## ■ 効果等

- 10箇所の踏切除去による交通渋滞の緩和、沿線環境の改善
- 地域分断の解消による地域の一体化の推進

# 京浜急行大師線連続立体交差事業の概要

## 1 事業概要



## 2 諸元

- 計画区間 小島新田駅～鈴木町駅
- 計画期間 平成5年度～平成36年度
- 事業の概要 延長 約2.4km  
除却踏切数 10箇所
- 総事業費 約1,426億円  
(国費約675億円、市費約697億円、鉄道事業者負担額約54億円)
- 補助対象事業費 約1,334億円  
(小島新田駅～鈴木町駅については、地下構造に対する補助対象額)

## 3 スケジュール

- 平成30年度 小島新田駅～東門前駅：産業道路立体交差化
- 平成31年度 小島新田駅～東門前駅：工事完成  
東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け：工事着手
- 平成32年度 東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け：工事推進
- 平成33年度 東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け：工事推進

都市計画変更  
(鈴木町駅すり付け)

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2747

# J R南武線連続立体交差事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

J R南武線（尻手駅から武蔵小杉駅間）連続立体交差化の早期実現に向け、連続立体交差事業及び関連都市基盤について、都市計画決定等の法手続きに必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- J R南武線は、川崎駅から立川駅間を結び、首都圏において環状方向の鉄道輸送の一翼を担う鉄道路線であり、本市域を縦断し、市内の各拠点を結ぶ、本市において重要な交通基盤です。
- 沿線の武蔵小杉駅や鹿島田駅周辺では、企業の研究開発機能の集積や大規模な都市型住宅の整備が進んでいますが、一方で、踏切に起因する国道409号や県道大田神奈川などの渋滞といった道路交通に関する課題、また、路線バスの速達性低下・通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化しております。
- 平成26年度に着手した事業調査において、地質調査、測量、基本設計、沿線まちづくりなどの検討を進めてまいりました。
- 連続立体交差化の早期実現に向けて、現在、環境影響評価など都市計画決定に向けた法手続きを進めております。

## ■ 費用

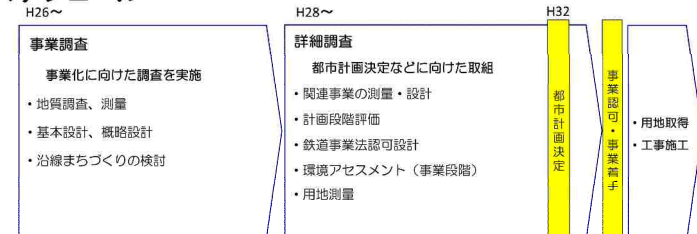
- 総事業費：約1,479億円
- 平成31年度計画事業費 約4.2億円（国費 約2.1億円）

## ■ 効果等

- 踏切除却による交通円滑化
- 公共交通の生活利便性の向上や沿線小学校の通学路踏切の危険性解消
- 緊急輸送道路や広域避難場所への避難路の確保



## ■ スケジュール



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-3499

# 川崎縦貫道路の整備推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路Ⅰ期事業の整備推進を図ること。
- 2 川崎縦貫道路Ⅱ期計画について、引き続き、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会の中で、一本化を含めた幅広い検討を行い、早期に計画の具体化を図ること。
- 3 国道409号の街路整備にかかる事業費を拡充し、整備を推進すること。  
また、大師河原交差点に架かる歩道橋の架け替えや川崎大師駅周辺の交通円滑化対策について、早期実施に取り組むこと。

## ■ 要請の背景

- 川崎縦貫道路は東京湾アクアラインから東名高速道路までを結ぶ道路として計画され、Ⅰ期事業（浮島～国道15号間）の整備が進められていましたが、現在、大師ジャンクション以西の整備が先送りされており、その再開のためには、その先のⅡ期計画について、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含めた幅広い検討を進め、早期に計画を具体化することが必要です。
- そのような中、平成28年2月に設立された「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」では、「概略ルートについては湾岸道路側で川崎側に接続することにより、川崎縦貫道路の計画との一本化が図れる」との意見が出されるなど、川崎縦貫道路計画との関係を含め、様々な視点から検討が進められています。
- 一方、Ⅰ期事業の工事再開までの当面の措置として、一般部である国道409号の街路整備が先行して進められていますが、予算の減少とともに工事が長期化し、地元経済団体や住民組織などから早期完成を強く求められています。
- 特に、大師河原交差点周辺では、産業道路駅を含めた京急大師線の地下化工事が平成31年度に完了する予定であり、駅へのアクセス経路となる大師河原交差点の歩道橋については、バリアフリー化が求められていることから、早期の架け替えに取り組む必要があります。
- また、川崎大師駅周辺では、変則的な鉄道との交差形状による国道409号の下り車線数の減少やボトルネック踏切などにより、円滑な交通が妨げられており、抜本的には鉄道の地下化が予定されているものの、踏切除却までには時間を要することから、暫定的な対応により早期に改善を図る必要があります。

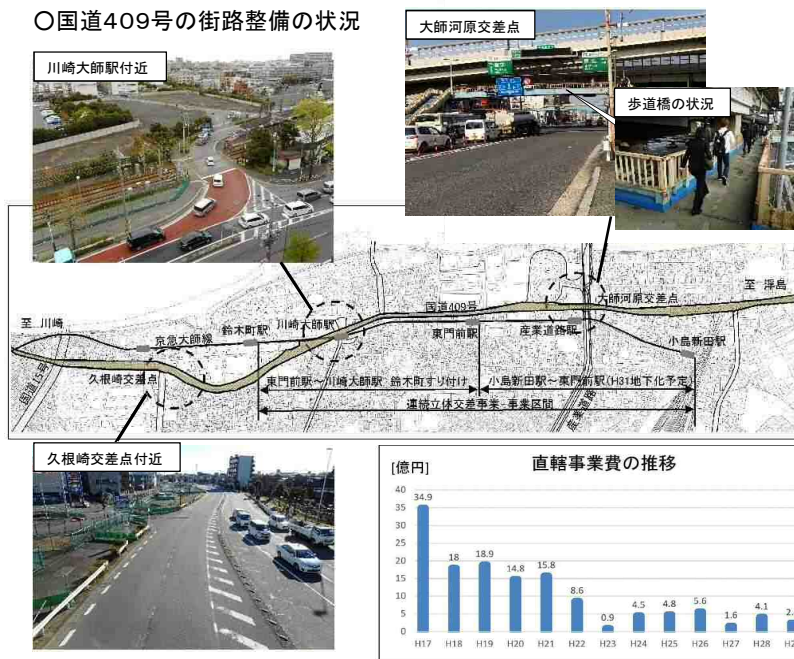
## ■ 効果等

- 都市機能強化、交通混雑解消、災害時の輸送路、沿道環境改善
- 二酸化炭素、窒素酸化物等の削減

○東京外かく環状道路計画検討協議会概略ルート図



○国道409号の街路整備の状況



この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039

# 首都高速道路等の料金施策に係る措置について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

平成28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」について、その効果や影響を引き続き検証するとともに、激変緩和措置の長期継続や利用者の利便性向上策について検討すること。

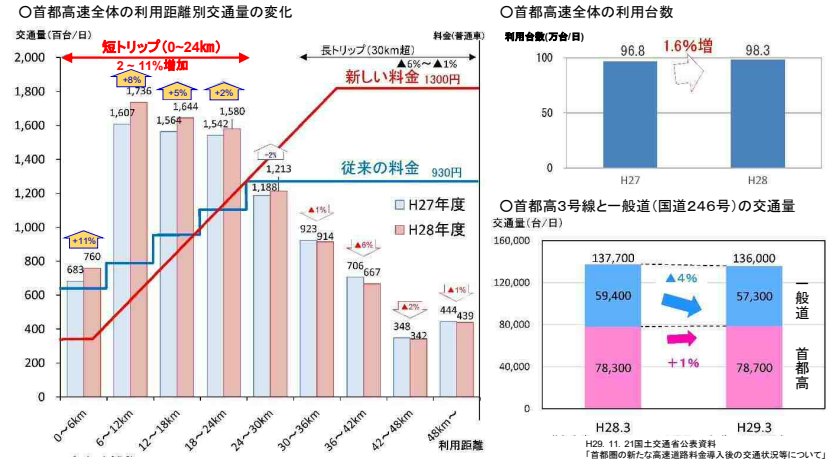
## ■ 要請の背景

- 平成28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」は、料金水準が高い圏央道等の料金が下がるなど、首都圏全体の道路ネットワークを最大限活用するために有効な施策です。平成29年11月に国が公表した「首都圏の新たな高速道路料金導入後の交通状況等について」では、都心通過から外側の環状道路への交通転換や、首都高速の短距離利用の増加により、都心の交通環境改善や一般道の渋滞緩和に貢献するなどの効果が示されております。
- しかしながら、上限料金が引き上げられた首都高速道路や負担増となった第三京浜道路等については、物流事業者等への影響や一般道への交通転換が懸念されます。
- こうしたことから、「首都圏の新たな高速道路料金」導入後の効果や影響を引き続き検証するとともに、利用者の急激な負担増による影響に配慮した激変緩和措置の長期継続や利用者の利便性向上策について検討が必要です。

## ■ 効果等

- 交通の分散化による移動・輸送時間の短縮
- 高速道路の有効活用による一般道の渋滞緩和
- 平均旅行速度の向上に伴う二酸化炭素、窒素酸化物等の削減、沿道環境改善

○首都高速について、短距離利用の増加により、首都高全体の利用台数が増加  
○首都高速の交通量が増加する一方、並行する一般道の交通量が減少し、渋滞緩和に貢献



○首都高速や第三京浜などについては、激変緩和措置が終了した場合、更なる負担増となるため、物流への影響等が懸念される



この要請文の担当課/建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039

# 広域鉄道ネットワークの機能強化について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

広域鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

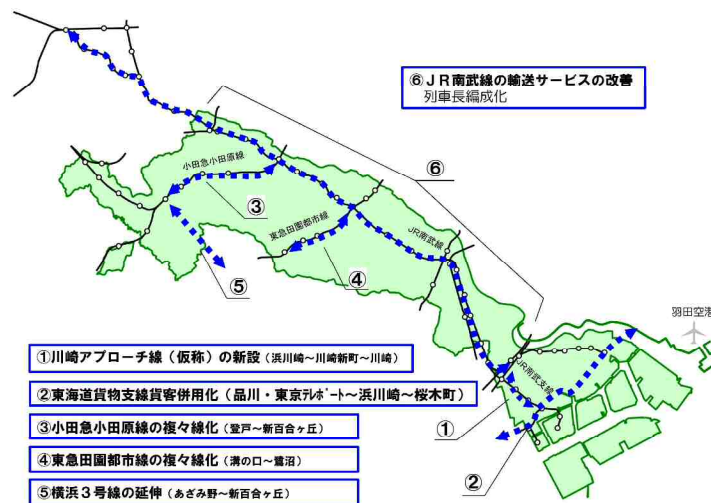
## ■ 要請の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道等への転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークや駅施設の機能強化が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部は、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、平成30年3月に「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しております。
- 武蔵小杉をはじめとした本市内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれており、JR南武線を始めとして、現在でも激しく混雑している各鉄道路線・駅の状況が一層悪化する事が想定されていることなどから、本市では、総合都市交通計画の中で、早期にJR南武線の輸送サービスの改善・長編成化等の既存路線における機能強化に取り組むとともに、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- 別図に示す各路線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの機能強化を通じ、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。横浜市営地下鉄3号線延伸については、早期の事業化を目指し、横浜市と連携しながら検討を進めています。

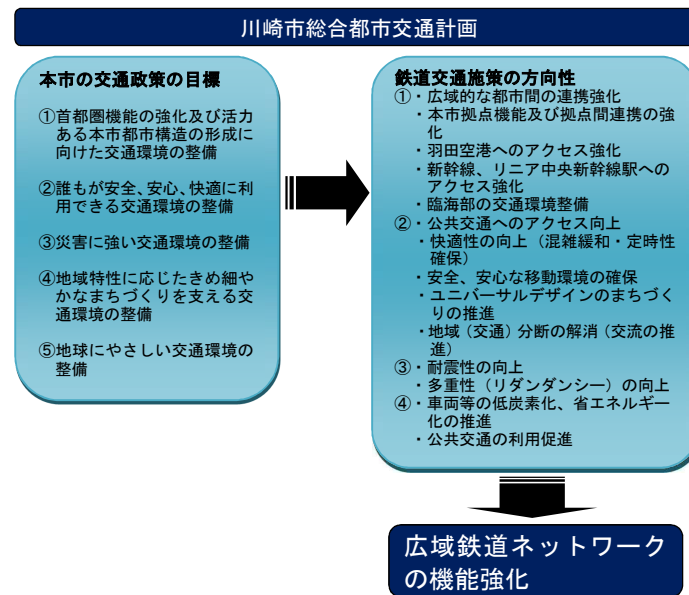
## ■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

## 鉄道ネットワーク機能強化の取組



## [ 広域鉄道ネットワークの機能強化 ]



この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3549



# 川崎駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備について、各事業の進展に合わせた必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

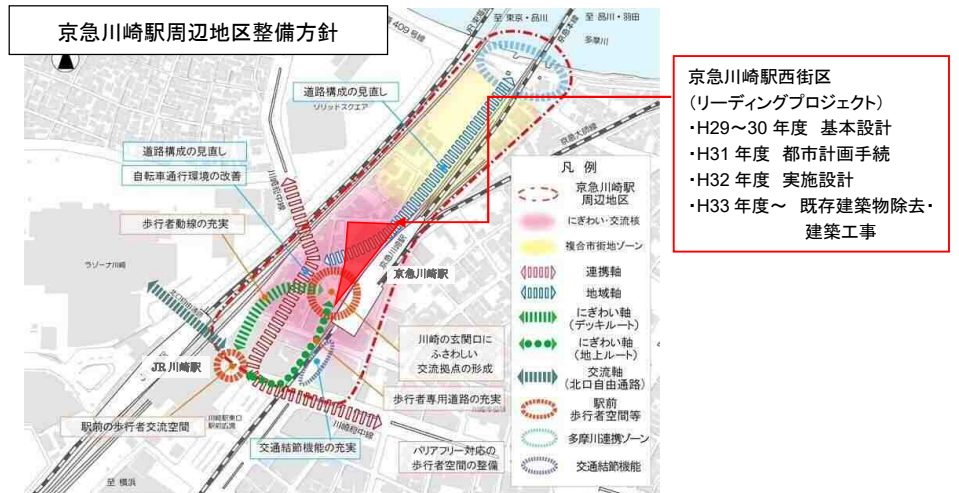
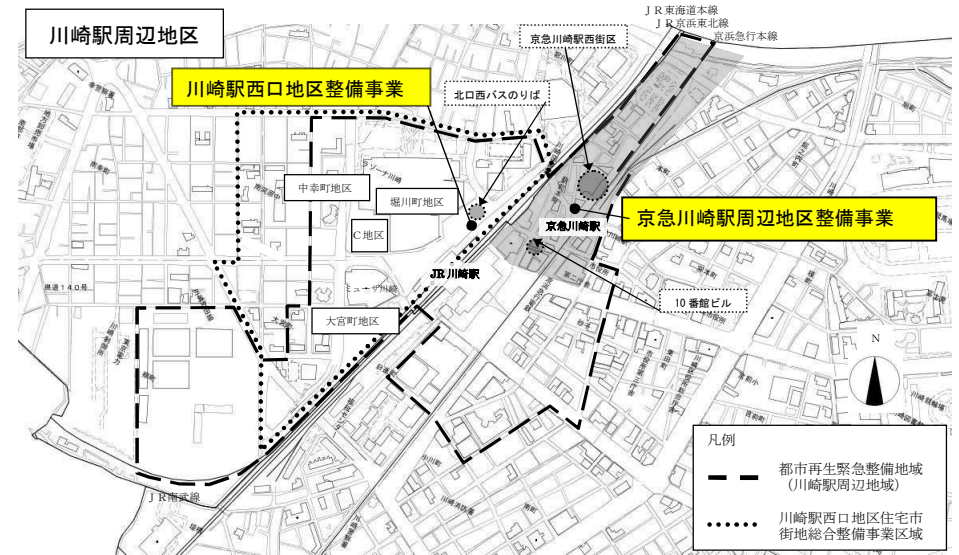
- 川崎駅周辺地区は、本市の広域拠点として、民間活力の導入等による個性と魅力にあふれた拠点地区形成を図るため、川崎駅周辺総合整備計画（平成28年改定）に基づき事業を推進しております。また、都市再生緊急整備地域に指定し、にぎわいのある都市空間の形成を図るなど、都市再生に向けた取組を推進しています。
- 川崎駅西口地区では、北口自由通路整備によるJR川崎駅へのアクセス性や、駅周辺の回遊性・利便性向上を契機とし、北口西バスのりばの改良に向けた取組を推進します。
- 都市基盤が脆弱なことから建物の機能更新や土地の高度利用が効果的に進んでいなかった京急川崎駅周辺地区では、川崎駅北口自由通路の整備に伴う駅間の回遊性・利便性の向上を契機に、京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針に基づき、京急川崎駅西街区をリーディングプロジェクトとし、土地の高度利用化や都市基盤の再構築など地区全体のまちづくりを推進しています。

## ■ 費用

- 平成31年度計画事業費
  - ・ 川崎駅西口地区整備事業 約2.1億円（国費 約1.1億円）
  - ・ 京急川崎駅周辺地区整備事業 約1.9億円（国費 約1.0億円）
  - ・ 京急川崎駅周辺地区整備事業 約0.2億円（国費 約0.1億円）

## ■ 効果等

- 京急川崎駅周辺の土地の高度利用及び基盤の再編整備による、民間活力を活かした都市機能の集積と利便性の高い駅前空間の形成や駅周辺の回遊性、利便性の向上



**京急川崎駅西街区**  
(リーディングプロジェクト)  
 ・H29～30年度 基本設計  
 ・H31年度 都市計画手続  
 ・H32年度 実施設計  
 ・H33年度～ 既存建築物除去・建築工事

## ■ 今後の費用の見込み

(単位: 億円)

事業名称	H30 予算	H31 計画	H32 計画	H33 計画	H34 計画
川崎駅西口地区整備事業	事業費	2.5	1.9	—	—
	うち国費	1.0	1.0	—	—
京急川崎駅周辺地区整備事業	事業費	0.2	0.2	4.5	15.4
	うち国費	0.1	0.1	2.2	7.5

この要請書の担当課/まちづくり局拠点整備推進室 TEL:044-200-2036  
 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL:044-200-2730

# 小杉駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

小杉駅周辺再開発事業等の進展に合わせ、必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 小杉駅周辺地区は、本市の広域拠点として位置づけられ、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、駅に近接した4地区の市街地再開発事業により駅前広場や道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・都市型住宅等の諸機能が集積した集約型の都市構造を目指したまちづくりを進めています。
- これらの再開発事業により、地区幹線道路等の整備を行うとともに、市民自治活動拠点施設・児童厚生施設・駐車場などの公共公益施設の再編整備を行い、新たに駅周辺に保育所などの公益施設や商業・業務等の諸機能を集積する計画としています。
- 平成31年度は小杉町3丁目東地区の施設建築物工事等の着実な推進を図る必要があります。

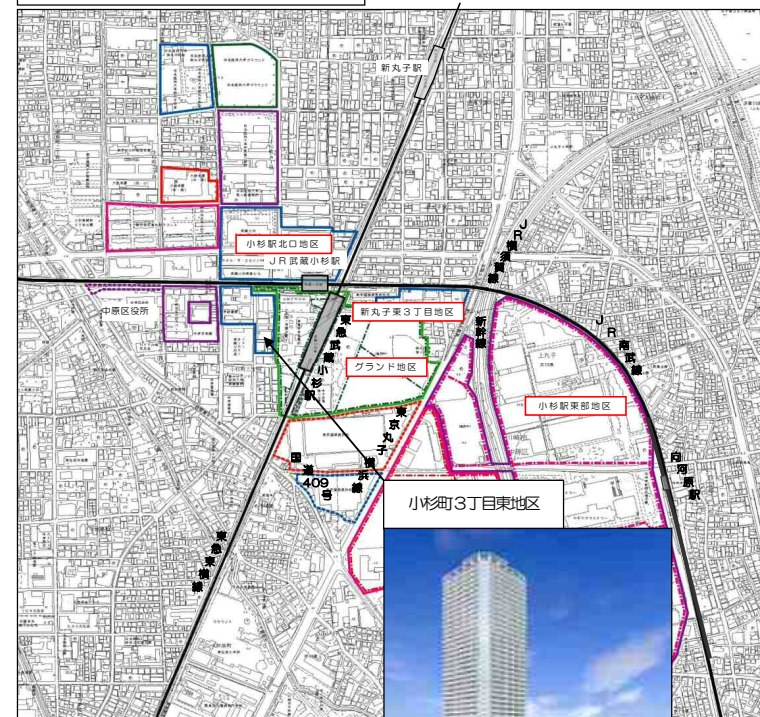
## ■ 費用

- 平成31年度計画事業費 約28.2億円(国費 約16.9億円)
  - ・ 小杉町3丁目東地区 約28.2億円(国費 約16.9億円)

## ■ 効果等

- 土地の集約化と高度利用を図ることにより、駅周辺の都市基盤の整備や市民利用施設の集約が図られ、本市の広域拠点としてふさわしい都市機能が形成されます。
- 駅周辺に市民利用施設等が集約されることにより、利用者の利便性の向上が図られます。

駅周辺事業地区位置図



都市計画決定 平成26年2月  
 組合設立認可 平成27年2月  
 権利変換 平成28年9月  
 工事着手 平成29年3月  
 工事完了 平成31年度(予定)

## ■ 今後の費用の見込み

(単位:億円)

事業名称	H30 予算	H31 計画	H32 計画	H33 計画	
小杉町3丁目東地区	事業費	約10.7	約28.2	—	—
	うち国費	約5.9	約16.9	—	—

この要請文の担当課/まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2988

# 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 登戸駅周辺地区及び向ヶ丘遊園駅周辺地区における建築物等の移転並びに公共施設等の整備推進に対する財政措置を講ずること。
- 2 都市計画道路登戸1号線、登戸2号線及び登戸野川線の早期整備に対する財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 昭和63年9月に土地区画整理事業の計画が決定した本地区は、本市の地域生活拠点として、また、多摩区の商業、業務の中心地区としてふさわしいまちを目指し、土地区画整理事業により都市計画道路等公共施設の整備等を行い、地域生活拠点機能の確立及び商業・業務機能の強化とともに、安全で快適な市街地形成を推進しています。
- 事業の長期化に伴い、建物の老朽化や権利者の高齢化が進むなど、事業の早期完了が望まれていることから、平成25年8月に策定した「登戸土地区画整理事業整備プログラム」に基づき、事業を推進する必要があります。
- 平成37年度末の事業完了に向け、一定エリアでの集団移転を積極的に実施し、効果的かつ効率的に事業を推進しています。

## ■ 費用

- 平成31年度計画事業費 約30.6億円 (国費 約15.3億円)
- ・都市計画道路整備等 約11.2億円 (国費 約5.6億円)
- ・区画道路整備等 約19.4億円 (国費 約9.7億円)

## ■ 効果等

- 区画整理事業による密集市街地解消及び防災性の向上
- 都市計画道路整備による地区内交通の円滑化
- 駅周辺整備による交通結節機能の強化
- 集団移転の実施による事業効果の早期発現

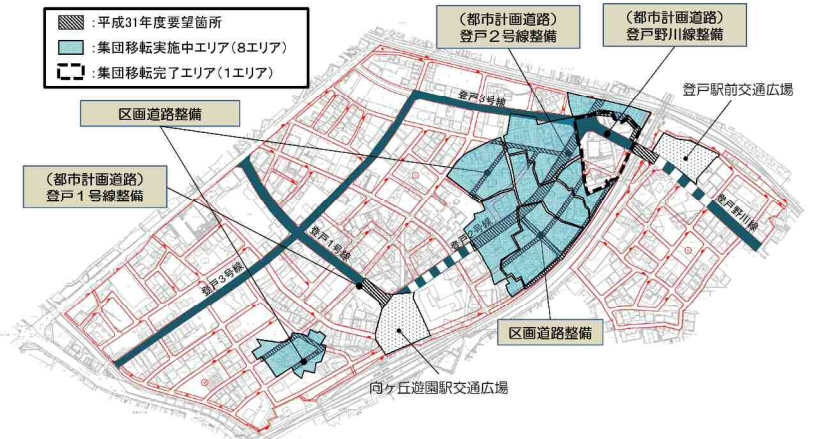
【登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区】位置図及び平成31年度要望箇所

■ 登戸土地区画整理事業の進捗状況  
(平成30年3月末現在)

項目	累計面積・延長等	進捗率 (%)
仮換地指定面積 (263,159 m <sup>2</sup> )	220,361 m <sup>2</sup>	83.7
建築物等移転棟数 (1,358 棟)	853 棟	62.8
使用開始面積 (263,159 m <sup>2</sup> )	149,271 m <sup>2</sup>	56.7
道路築造延長 (11,888m)	6,403m	53.9



集団移転完了エリアの状況 (H29.11)



老朽化する地区内の住宅  
(集団移転実施エリア内)



■ 今後の費用の見込み

(億円)

		H30 予算	H31 計画	H32 計画	H33 以降
登戸 土地区画整理事業	事業費	30.6	30.6	29.3	45.8
	国費	15.3	15.3	14.6	22.9

この要請文の担当課/まちづくり局登戸区画整理事務所 TEL 044-933-8511

# 「新川崎・創造のもり」地区における研究開発成果の更なる社会実装を図る支援機能の強化について

【文部科学省・経済産業省】

## ■ 要請事項

「新川崎・創造のもり」地区における産学連携等による研究開発成果の社会実装の実現に向けて、事業化支援人材の拡充・育成、開発や試作のための共用機器利用等、支援機能の強化に必要な継続的な財政支援を講ずること。

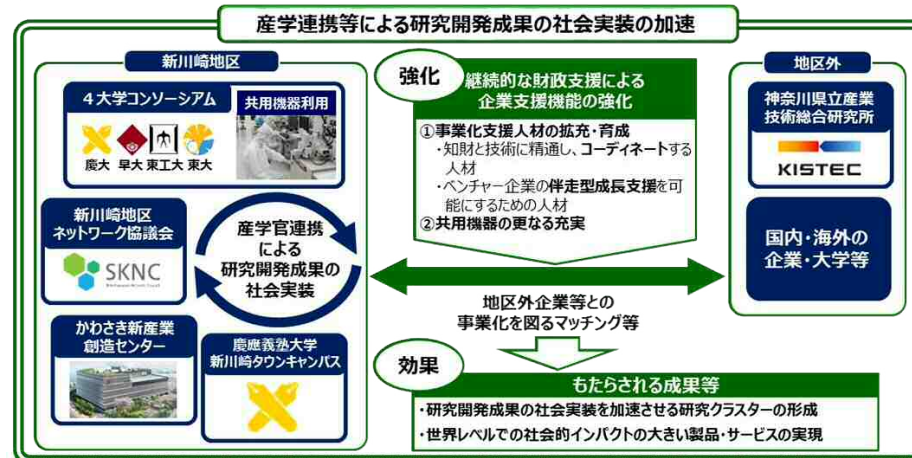
## ■ 要請の背景

- 新川崎地区は、日本電産、富士通などの研究機能が集積する区域であり、「新川崎・創造のもり」地区には、慶應義塾大学新川崎タウンキャンパスや、インキュベーション施設「かわさき新産業創造センター」が立地するとともに、ナノ・マイクロ分野における4大学コンソーシアム（慶大、早大、東工大、東大）の研究者が、カーボンナノチューブなどの最先端の研究開発を進めています。
- 新川崎地区では、立地する企業・大学等で構成する新川崎地区ネットワーク協議会を組織し、産学官連携による新たな拠点形成を推進しており、更に、約3,500㎡のインキュベーションスペース等を有する「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」の整備や、入居企業の成長支援の体制強化などの取組を進めているところです。
- 「新川崎・創造のもり」地区では、慶應義塾大学発ベンチャー企業等が次々と創出されており、新川崎地区における研究開発成果の更なる社会実装を図るため産学連携等を効果的に進めるとともに、長期的な視点で企業支援を行う、事業化支援人材の拡充・育成、研究開発や試作のための共用機器の充実等、ベンチャー企業の成長支援機能の強化が必要となっています。

## ■ 効果等

- 社会的インパクトの大きい新たな製品・サービスを創出するクラスターを生み出すことにより、我が国製造業の世界的な競争力の強化に大きく貢献します。

## 「新川崎・創造のもり」地区の概要



この要請文の担当/経済労働局イノベーション推進室 TEL 044-200-3712

# 川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 京浜港の一翼を担う川崎港が、国際コンテナ戦略港湾として、その機能を最大限に発揮するため、臨港道路東扇島水江町線の整備については、早期完成に向けた財政措置、更なる工期短縮やコスト縮減策を講ずること。また、就航コンテナ船の大型化に対応して、川崎コンテナ1号岸壁の計画水深に合わせた前面航路水深の確保を行うこと。
- 2 新たな港の賑わいの創出や地域の活性化を図るため、ホテルシップなどを契機とした大型クルーズ船等の受入れに必要な検討・支援を行うこと。
- 3 大規模災害等に備えるため、海岸保全施設の整備に必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 川崎港東扇島地区は、総合的な港湾物流拠点としての役割を担っており、企業活動が盛んであるとともに、雇用の創出にもつながっています。近年、更なる企業立地が進んでおり、物流車両の増加に対応する交通機能の確保及び市街地と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急輸送路のリダンダンシー（代替性）の確保が重要な課題です。臨海部交通ネットワークを充実させ物流機能の強化を図るためにも、臨港道路東扇島水江町線について、コスト縮減を図ることで、その整備を促進し、川崎港を含む京浜港の更なる連携を強化する交通体系を整備することが必要です。
- 京浜港は、国際コンテナ戦略港湾として横浜川崎国際港湾株式会社（YKIP）と連携し、国際競争力の強化に向けた取組を進めております。こうした中、川崎港における、コンテナ取扱量は、定期航路の開設に伴い急増しており、平成29年には13万TEUに達し、5年間で約3倍に増加する見込みとなりました。また、基幹航路以外のアジア航路等においても、就航コンテナ船の大型化が進められており、川崎コンテナ1号岸壁の計画水深に合わせた前面航路水深の確保を行うことで、コンテナ船の大型化に対応できるようにする必要があります。

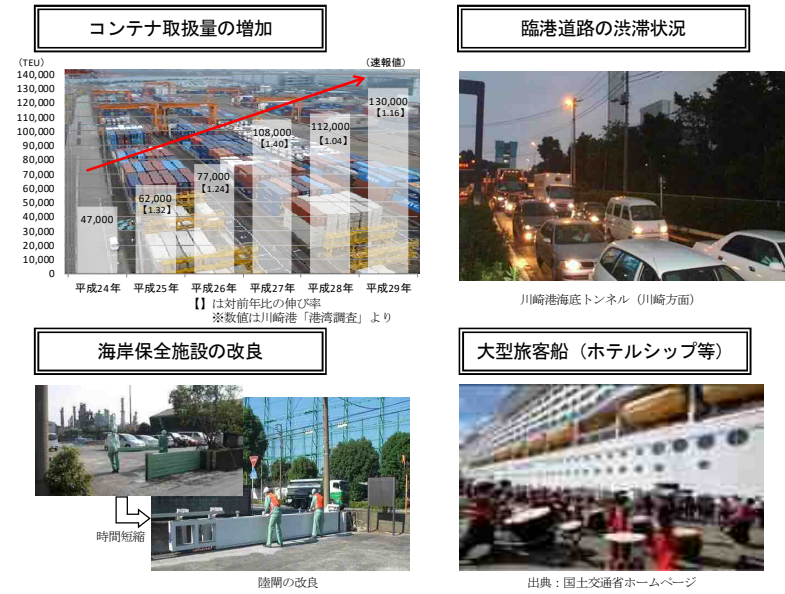
- 東京オリンピック・パラリンピック開催時の首都圏における宿泊施設不足が懸念される中、政府においてクルーズ船をホテルとして活用する際の主な規制の運用について一定の整理がなされました。川崎港は、東京に隣接し、羽田空港にも近いという地理的特性から、ホテルシップ等の誘致先としてのポテンシャルがあることから受入れに向けた検討を進めています。しかしながら、専用の旅客用ターミナルがないことから、既存の物流ターミナルを活用した受入れのための環境整備（係船柱や防舷材等）が必要です。
- 東日本大震災や熊本地震を踏まえ、首都直下地震等の大規模災害に備えるため、海岸の防災・減災対策を推進することが必要です。

## ■ 費用

- 平成31年度事業費 約117億円（国費 約75億円）
  - ・ 臨港道路東扇島水江町線の整備、臨港道路東扇島水江町線関連道路の整備、海岸保全施設改良等

## ■ 効果等

- 国際競争力の強化及び港湾物流の効率化・高度化に対応した物流機能の強化
- 京浜港における交通ネットワークの充実
- 港の新たな賑わいの創出、市及び港のPR、地域の活性化など
- 大規模災害等に対する防災・減災力の向上



この要請文の担当課／港湾局港湾経営部整備計画課 TEL 044-200-3061

平成31年度  
国の予算編成に対する要請書

平成30年6月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183